

家族、国家、共同善

——経験科学と自然法論の架橋の試み——

山田 秀

目次

初めに

第一章 自然法をどう捉えるか (一) ——基礎的考察

第一節 自然法に就いての注意事項

(1) 自然法と自然法観 (乃至自然法思想)

(2) 伝統的自然法論と近代的自然法論

第二節 自然法への接近方法

第三節 人間本性の傾動構造と実存的諸目的

第四節 自然法則（本性法則）と自然法…自然法に就いての注意事項 (3)

第二章 自然法をどう捉えるか (二) —— 共同善について

第一節 人間の社会的・個人的本性

第二節 共同善に就いての注意事項

(1) 社会化、文化化、社会形成力

(2) 国家の存立目的としての国家的共同善（公共善）と共同善の多元的構造の問題

第三章 家族をどう捉えるか (一) —— 自然人類学、動物生態学の視点から

第一節 自然人類学・動物形態学に学ぶ

(1) 系統進化、分岐進化、向上進化

(2) 人類を人類たらしめたもの

第二節 動物生態学・霊長類学に学ぶ

(1) 形態学的観点と生態学的観点

(2) 哺乳類離れした動物

(3) 熱帯雨林とは

(4) 熱帯雨林への進出戦略

(5) サバンナに進出した類人猿

(6) 家族の誕生

第四章 家族をどう捉えるか(二)——家族社会学の視点から

第一節 家族に就いての注意事項

- (1) 用語の確認——家族、家庭、世帯、家計(家政)
- (2) 家族の種類と分類
- (3) 家族と婚姻の叙述の先後問題

第二節 家族機能の諸問題

(1) 集団機能論

(2) 家族機能論

第五章 自然法と家族——伝統的自然法論の視点から

第一節 はじめに

第二節 「社会の細胞」としての家族

第三節 自然法の作動の場としての家族の根源的意味

結論

初めに

本稿は、自然法論が現実にしつかりと目を向けて人間的な問題に取り組んでいる一つの姿を提示してみようという私の細やかな試みである。自然法は、それを巡って我々が或いはより十全に或いは不完全な仕方、時には拒絶的に相対するものであるが、自然法自体は、そうした我々の意識的で主観的な営為とは実は独立に（と言っても、まったく無関係にという趣旨ではないけれども）時々刻々働いている。それ故に、個人生活においても社会生活においても国家生活においても、本当のところ、自然法、人間の存在法則にして当為法則としてのそれは、一刻も休むことなく働いており、しかもこれを各人が生き抜いている人間の規定性である。

こうした自然法とそれを巡る認識の努力としての自然法論にまつわる問題を先ず論じることを通して、問題の所在を確認する第一章から始まり、自然法的存在である人間が社会生活を営む上で必ず主要な問題として登場する共同善の探求を試みる第二章までは、一般的意味での法哲学・法倫理学の射程内の問題を扱っている。第三章と第四章は、経験科学からの知見を私の理解し得た限りで自然法論に結びつけようとする意図で草されることになる。振り返ると、中学・高校時代に國弘正雄先生のテレビ英語会話中級講座に夢中になり、その先生が文化人類学専攻であると知ってから、その方面の文献に関心を抱いたのが機縁となり、その後、人類学はもととは形質人類学（自然人類学）から始まったことを知り、そちらにも関心を有し続けて来た。こうした偶然がなかったならば、恐らく自然人類学や動物生態学、霊長類学の文献に親しむことは凡そなかったことであろうし、況やそうした知見から学

んだところを本稿に組み込んで論ずることなどなかっただろうと考えると、感慨一塩である^①。

自然法論、それもここでは伝統的自然法論乃至哲学的次元で語られるカトリック社会倫理学であるが、そこにおいて、家族は重視されていることは言うまでもない。そして、私が長年携わってきたヨハネス・メスナーの自然法倫理学では殊のほか「家族」が格別の地位を占めている^②。そこで、第四章では家族社会学の領域から、幾人かの重鎮の文献を利用しながら、問題に関連する要点をなるべく我流で曲解しないように配慮しつつ別決することを試みることにする。

最後の第五章で、伝統的自然法論の立場から「家族」の意味を論じる。しばしば家族は「社会の細胞」とか「社会生活の細胞」と規定され、その観点から論じられるが、メスナーにおいては三重の意味でそれが論じられることになるだろう。又、そうした論述を遙かに超過して、文字通り人間存在にとつてその生命を左右するほど重大な意味を家族が有することを、即ち、自然法原理がそこにおいて具体的に経験されつつ各人に受容されていく根源的な場として家族共同体があることを明らかにしたい。こうした考察は、経験科学の提供する知見と基本的に調和するものであると私は思っている。

結論部では、本稿全体の趣旨を踏まえて、更に一步を進めて、人間の生存にとって大切なもの、貴いものに目を向けて、それを人間の存在・当為の構造法則としての自然法及び自然法論の観点から、再考してみたい。

第一章 自然法をどう捉えるか (一) —— 基礎的考察

第一節 自然法に就いての注意事項

自然法、自然法思想を語る場合には、既に別途論じたことではあるが、^③ 予め幾つかの点に就いて注意を促しておく必要があるように思われる。その注意を軽視したり無視したりする所から、無用の混乱が生ずるからである。では、自然法に就いての注意事項とは何であるか。それは、第一に、自然法と自然法観（乃至自然法思想）の区別であり、次に、伝統的自然法論と近代的自然法論の区別であり、第三に、自然法則（本性法則）と自然法の区別である。それぞれは、大なり小なり関係が無い訳ではないが、そしてその意味で正確には「区別と連関」と表現すべきではあるが、ここでは寧ろ区別の方に注意を注いだ方がよい、と思われる。順に簡単な説明が施されなくてはならない。特に第一注意事項と第二のそれは緊密に関わる。第三注意事項は、本章の末尾（第四節）で考察する。

(1) 自然法と自然法観（乃至自然法思想）

先ず、第一注意事項から見よう。それは、自然法と自然法論（自然法思想）との区別に関わる問題である。「自然法」と聞いて本稿の読者は第一に何を思うだろうか。それは、多くの場合、恐らく自然法思想、自然法論、自然法観念のことではなからうか。学問の世界においても、即ち、法思想史でも人権思想史でも、更には哲学史においても、事情は押し並べて同じであろう。実際、グロティウス、ホップズ、ロック、ルソー、プーフエンド

ルフ、カント等につき、その法思想、自然法思想が論及される場合には、決まってその「思想」が如何なる内容を有するかとか、その内容上の或いは方法論上の首尾一貫性であるとか、或る特定問題を抽出した上でその歴史的展開過程を説明するとか、そうした問題関心からその論述はなされる。そのこと自体は、まことに正当なことではあるのだが、そこでは、自然法そのものと当該思想家、哲学者によって苦心の末提示されるに至ったそれについての思索の結晶としての自然法思想の最も重要な問題は、往々にして等閑に付されているかにさえ思われる。自然法は、観念ではなく、実在である。そればかりか、我々一人一人の存在の構造法則として常に働いている。⁽⁴⁾ そこに目を向け、そこから自然法思想、自然法観を問わないとすれば、これは周辺の事情に囚われていると言わねばならない。従って、私は、自然法については、何よりも先ず、自然法と自然法論（自然法思想）との区別を知ることが肝要である、と思う。⁽⁵⁾ 自然法それ自体と自然法についての諸観念、規範形象態としての自然法とその認識にむけられた考察様態との区別である。それは権利の存在と認識の問題に引き寄せて考えてみると、了解しやすいであろう。多少は位相が異なるとはいえ、解り易い例を挙げて説明するならば、正当な権利を侵害されしかもそれが認定されなかったとしても、それが存在することが疑い得ないことは誰でも了解するであろう。実定法上それまで仮に認定されて来なかつたとしても「新しい権利」が語られるようになるのは、その権利が正しく存在するものとして、切実な要求を伴って認識されたためではないだろうか。実際、我々は既に、プライバシーの権利であるとかそのようにして受容して来た。⁽⁶⁾ 現代的な問題で言えば、環境権が挙げられるであろう。それは所謂実定法上承認されるとされないかを問わず、それに先立って、人間の現実に定礎されそれに密着して存在するものである。事態がこのようであるならば、権利の存在と権利の観念とは、たとい深い関連があるとしても「何故なら、全く基礎を有しない或る要求を「権利」として正当化することは、事実問題（de factoの問題）としてならばいざ知らず、権利問題（de iureの問題）として

は許されないから」、やはり区別しなくてはならない。自然法に就いても事情は全く同じである。しかし、啓蒙期自然法思想の影響のため、人は自然法を自然法観念ないし自然法思想と長期に亘ってしばしば混同してきた。

(2) 伝統的自然法論と近代的自然法論

次に注意すべき事項は、近代的自然法論と伝統的自然法論の区別の問題、或いは、自然法論即啓蒙期の近代的自然法論と考えることの問題性である。ヨハネス・メスナー自身は、自然法論を三つの類型に区別して、伝統的自然法論を觀念論的自然法論と唯物論的自然法論と対置した。自然法論に造詣の深い法哲学者（例えば、我が国では、稲垣良典、阿南成一、水波朗、三島淑臣、ホセ・ヨンバルトなど）に共通して見られることとして、彼らの自然法理解においては、少なくとも二つの類型が区別されているという事実を指摘することができる。即ち、それらが「自然法論である限り、そうでない理論との対比に於いて共通するところがあるのは当然であるのだが、同じ自然法論でありながら、それらが類型を異にするということは、そこに差異が存在するということでもある。

啓蒙期の近代的自然法論の特徴を、ここでは主として三島淑臣の明快な記述に依拠して確認しておこう。^①三島は、伝統的自然法論を「古典的自然法論」と呼んでいるが、それは、宇宙秩序（コスモス）に基礎をもつ自然的「正（ユース）」から成立しており、客観的な秩序の下、それ自体義務を含意していた。^②もう少し丁寧に言い換えると、それは「前七―八世紀のギリシャの叙事詩人ホメロスやヘシオドスに始まり、ギリシャ古典期哲学者たち（とくにプラトンとアリストテレス）によって理論的に体系化された後、ローマの法学者たち（とくに古典期法学者たち）によって法の実務に応用された自然法論、しかもキリスト教的中世世界にも生き続け、一二―一三世紀思想革命の中で一つの頂点に達した後、急速に変容しはじめ、やがていわゆる「ルネッサンス」と宗教改革の過程の中で完全に解体さ

れて近代的自然法論に道をゆずった自然法論^④であった。その基本思想として特筆されるべきは、「法的規制の本質的」不可欠的契機をなすもの——ユースとしての \wedge 法 \vee ——は、一般的・抽象的規範ではなく、正しい事柄（ \wedge 法 \vee ）、「各人のもの」ないしその配与という事態であり、これはその本質において \wedge 自然（本性） \vee にその究極的基礎を置いている^⑤という考え方である。

それに対して、近代的自然法論の特徴を最も端的に示しているのはトマス・ホッブズである。彼の思想に即して、近代自然法論の特徴を眺めてみよう。その第一の特徴は、「自然権の優位」思想である。第二の特徴は、「国家（及び法律）の社会契約説的基礎付け」である^⑥。

第一特徴について詳言すると、①近代自然法論は自然法論というより、寧ろ自然権論と言うべきであること。ここでは権利中心の思考様式が特徴的である。②自然権と区別される自然法は、「それ自体、人間的理性の発する命令ないし指図として、人間理性に最終的根拠を有する一つの技術的「算術的命題」という性格を与えられ」、終に「理性の推論によって創出される一般的規範の体系」となる。③この規範体系は、数学の命題の如く、不変・普遍的妥当性を持つものと見なされる。

第二特徴について。①国家や国法秩序は、意図された目標追求のために各人の合意によって作り出された「一種の人工機械」であるという思想。②国家が目標に根本的に違背した場合に認められる抵抗権（革命を含む）思想。このうち、第一特徴について更に明解に述べておくならば、ホッブズの自然法*lex naturalis*は、自己保存という自然権*ius naturale*を前提し、これを根拠とし、その実効性を保障するための理性の勧告である。ここに、法思想上特異な見解、即ち、「法に権利が先立つ」という思想が提示された訳である^⑦。それ故に、ホッブズの自然法論は、正確には、「自然権論」と呼ばれるべきである。更に又、（計算的）理性の推論によって創出される一般的

規範の体系としての自然法は、当然、ア・プリアリな絶対的「真理」乃至「原理」から演繹的に導出される不可謬の体系と観念されることとなり、¹³⁾ 古典的乃至伝統的自然法論を知らない者は、自然法とか自然法論と聞けば、直ちに近代的自然法論を想起するという事態が生じたのである。

第二節 自然法への接近方法

さて、それでは、その我々に常に働いて一刻も休息することのない自然法には、どのようにすれば我々は接近することが出来るのであろうか。そこで次に、自然法論者の中でも特にその緊密な関係を、即ち、自然法という実在するものとそれを認識対象として認識する活動との内的緊密な相互関係を重視するヨハネス・メスナーの思索を踏まえて、¹⁴⁾ 自然法の存在及び作用様態をごく簡単にではあるが考えてみよう。

「スベテノ事物ノ本性ハ、ソノ働キカラ明ラカニナル。」¹⁵⁾

これは十三世紀の聖トマス・アクイナスの言葉であるが、私が帰依する伝統的自然法論は、啓蒙期のそれが豪語したように第一原理から始めて幾何学的推論により得られるような「不変普遍的な」自然法典を提供できるなどとは僭称しない。その対極に近代的な自然法論が位置する。完璧な自然法典の提供、それが出来ると近代自然法論が思い誤った根源・根底には、人間を靈魂と身体との独立の二実体の偶有的結合からなるとするデカルト的なものの方、考え方があった。即ち、もし人間の靈魂が、デカルトが考えたように身体なしに独立して存在するというのであるなら、そしてこの独立して存在するということが「実体」substantiaといふことの意味であるのだから、そうである以上規範の一形態に外ならない自然法は、原理的には身体の拘束のないところでこそ最も純粋な姿で明瞭

に認識され得る筈である。そこで、ジャック・マリタンは、デカルトによって人間に「天使的理性」が注入されたとずばり言い当てた¹⁶。そして実際この延長上に自然法と自然法論との同一視化ないし混同が発生した。それをいち早く実行して見せたのが、英国のホブズであった。しかも、この含意するところは決して無視し得ない。と言うのは、その後錚々たる哲学者や法学者を含む社会学者がこれに続き、現在我が国においても、その影響下にあり続け、しかもその事実¹⁷に気付かないまま、多くの者が観念論的な権利論を振り回しているように見えるからである。重要な一例を挙げておくと、「批判的な哲学の洗礼を受けた」刑法学の泰斗平野龍一博士が価値判断の相対性や多様性からそれが関わっている倫理の客観性や普遍妥当性を否定する点に、言い換えるならば、倫理と倫理意識、道徳法則と道徳意識をナイーブに同一視する点、「倫理」という言葉で示される多様な現実の無批判的な同一視に、明らかにみられる。

そこで、我々としては、人間本性の作用様態として一般的に経験するところを改めて振り返ってみるのがよからう。すると、直ちに、人間は他のすべての生物同様、自己実現 *Selbsterwirkung*, *self-fulfillment* を求めることを知る。自己充足 *Selbsterfüllung*, *self-fulfillment* とも言い換えられるこの自己実現は、勿論精神身体両側面に互る基本的必要を充足し、素質を展開することを求める。第二に、人間は、その人間としての素質と独自性の十全な展開を家族共同体に依存せしめている。第三に、家族共同体内において各人が夫々の自己実現を求めての努力を通じて内容空虚でない行為の範型が形成されることを、人間は経験を通じて知るのである。そうした行為範型としては、相互の敬愛尊重、相互愛、誠実性、正義、両親への服従、約束遵守など様々な行為範型が挙げられよう。更に第四に、人間の親子の場合には、動物の親子とは異なり、情愛のみならず理性による考量が共に働いて行為の範型形成が見られる。第五に、かかる人間的な経験のお蔭で、人は人間の自己実現にとって共同善が必要不可欠であ

ることを知る。禽獸と異なる人間は、人間に相応しい仕方での自己実現を、全家族成員を拘束する外的秩序によって整序された補助支援の助けを得て、果たすのである。第六に、人はその成長するに及んで、行為の範型に内在する価値「自然法原理とも倫理原理とも呼ばれる。」を、その当為性を良心の判断として洞察するに到る。しかも、他者もまた自分同様に自己実現を願う存在であることを認識する人間は、家庭内で拘束的であった行為規範がより大きな社会でも各人が満足すべき生活を送るための前提条件であることを知る。勿論ここに列挙した事柄は、簡潔に過ぎて、本来ならばより詳細に互る説明を要しよう。しかし今はそれに深入りすまい。

伝統的自然法論は、人間を八霊肉一体的な存在Vと見、さればこそ勝義における相互補完的存在であると説く。先ず、身体的条件からみれば、人間とりわけ乳幼児はその生存を全く養育者の世話に負っている。しかし、より一般的にみて身体の活動能力は、人間霊の資質と希求との関係において制約されているので、人は他者による補完を得てより人間的な充足を得ようとする。しかし他面、人間の理性的本性もその精神的發展のために、詰り欠乏の故に補完を必要とするというばかりでなく、寧ろ積極的に相互補完をすることへと人格的に指向していると言わねばならない。人間の社会的本性の根底には、こうした相互補完必要性と可能性とがある。これを我々に雄弁に教えてくれる事例として、ベンガル狼に育てられ、一九二〇年シング夫妻によって保護され、ミドナポールの孤児院で養育された、カマラとアマラの余りにも有名な話がある¹⁹。

人格としての人間各人の存在充足、自己完成のために必要とされるものは、実に多種多様であつて、それらは身体的、経済的、社会的、文化的、宗教的、政治的、法的等々諸領域に及ぶ。それらを充足すべく、人間は多様な相互補完の方途を求め、多様な社会を形成して来た。こうして人間の生存形態の現実は、社会の多元性を要求する。しかも、多元性の中において人格性を恐らくは反映してのことであるが、統一性も求められる。それを伝統的自

然法論は「完全社会」としての国家」と規定してきた。国家以外の他の社会諸集団は、人間の存在充足に必要な部分的善益ないし目的を追求する。営利を追求する諸団体、同好会の如きもの、非営利の諸団体、地域共同体等々。それらに対して、人間の諸々の必要がそこにおいて充足され、そこにおいて人々が「自己完成」を遂げることが可能となるような社会、それが「完全共同体」*perfecta communitas*²⁰⁾（聖トマス・アクイナス）であり「総体社会」（ヨハネス・メスナー）²¹⁾であり、国家である。ここで与えた「総体社会」という訳語は、原語が*Gesamtgesellschaft*であるから、「全体社会」としても良い。伝統的自然法論がしばしば「完全社会」と言うといかにも仰々しい響きを有するが、国家はそれに先立つ諸々の社会集団なくしては存在しない。勿論、社会集団として、その成員なくして存在しないこと、言うを待たない。それらを前提にし、それらの出来る限りでの自主的・自発的活動目的を実現させるべく補完することに多元的国家論の主意がある²²⁾。

相互補完を為すべく結集した人々の具体的現れ方は、様々である。それらは果たして人間の自己完成に資するかそれとも寧ろ背くか。この問題を制度的側面、イデオロギー的側面の両面から考察する学問が私の解する自然法論・自然法倫理学であり社会倫理学である。それは、人間の存在に刻印された法則としての自然法と不即不離の知的人間的営為でなくてはならないであろう。

かくして、我々は、伝統的自然法論と近代的自然法論とを区別すべきことの理由と意義とを考察した。自然法則（本性法則）と自然法の区別は、人間本性の傾動構造と実存的諸目的について論じた後で、簡単に説明しよう。

第三節 人間本性の傾動構造と実存的諸目的

倫理学区系の名に値する倫理学は、伝統的自然法論の代表的論者ヨハネス・メスナーに依れば、次の三つの根本問題に対して自覚的に取り組んできた。それは、倫理の根拠、本質、規準への問である。根拠、それは人間において倫理が正に倫理として成立してくる根拠の問題である。善悪は、今それを広義に解した場合には、生命個体や集団の存在保存ないし維持に役立つ限りにおいて認められよう〔道具主義的見解〕。又より一般的に、事物がその本性からして具有している機能の適切な実現を果たしているか否か（果たし得ているか否か）によって善悪は語られ得よう。これは、存在論的に見た善悪の謂いである。「事物相応の完全性」とも言い換えられる。良馬か駄馬か、優れた楽器か否か、それは当該存在者の存在の規定性によって定まってくるものである。では、人間の場合の善悪はどうであるか。人間における善悪は、厳密には理性と意志に基づいて、即ち、各人の主体的責任のもとにおいて実現されていくべき地平で問題となる。「これは刑事責任の問題を振り返ってみれば、理論的対立情況を考慮に入れたとしても、明白である。」要するに、人間における善悪は、単に存在論的に善であると言うだけでは足りず、もう一つの、しかも重要な一次元が、即ち、自由という次元が参入してくる訳である。それを「課題としての善」とも「倫理的善」とも或いは、「人間的善」とも呼べるかも知れない。聖トマスは、人間における善が語られるのは、「人間の行為」から区別される「人間的行為」に就いてであることを夙に指摘している。

では、人間にとつての善、詰り、人間本性によつて要求されている存在の完全性乃至卓越性（アレテー）とは何であるか。それは、人間存在の全現実合致していること、と一先ず規定しておきたい。人間が全現実として、真の自己として、形相化して存在するか、それとも単に事実上の現実として「どのように墮落した生活を送っていたとし

でも、種の本性からして人間である、人間という種に属するということには変わりはない。」、事実上の自己として、質料化して存在するか、これは勝れて人間的倫理的な問題であり、課題であり、それこそ人間の実存的な事態である。このことを誰しもよく知っている。

「存在の完全性と全現実を生物が獲得するのは、その本性を規定している素質、力、そして傾動が完全に展開され、この本性の故にそれらに内在する諸目的が完全に作用する限りにおいてである。」²³

以上述べたことを、善さを志向する人間本性「自然法」という視角からやや詳しく言い換えてみることにしよう。我々は先に、聖トマス・アクィナスの言葉を引いて「スベテノ事物ノ本性ハ、ソノ働キカラ明ラカニナル。」と言った。確かに、ある事物の作用様態は、その実体と存在とを示す。科学は、一般に生命のない自然や自然の法則を捉えるに当たって、その事物のうちに作用している諸力を観察すること（Beobachtung, observation）から出発する。同様に、生命のある自然の場合についても、その行為の仕方、とりわけてその環境への応答の仕方を観察することから出発する。とすれば、人間の本性や人間に固有な行為法則を尋ねる場合にも他の方法がある訳ではないと我々は考えなければならない。従って、我々は、人間の中に働いていると知られる諸力や諸傾動（傾向 [Triebe]）を究明することが必要である。すると、直ちに次のものが観察される。自己維持、栄養摂取本能、生計保障への傾向（未来への配慮）、性的衝動、両親の子供への愛、家族生活への傾向、社交への傾向、経験や知識を広めようとする傾向、美への傾向、他人から尊重されたいと願う傾向、最高存在との正しい関係に入ろうとすることへの傾向、その他一切の目的を含めて幸福への傾向、こういったものが観察されるであろう。

これら今列挙したものを眺めてみると、その内の若干は動物と共通し、又他のものは相違している。人は、自己内の諸傾向（諸傾動）を理解し、その傾向と傾向内在的目的との連関を「例えば、栄養本能が個人の生命や健康維持に

役立っていることを」把握し得る。更に、傾向を充たしてその目的を遂げることが適切か否か、又その際問題になりうるとしてその程度はどうあるべきか、こうしたことを決定することが、少なくとも部分的には（人間としての）自己自身に、その自己決定に委ねられていることを自覚している。飲食に即して考えると、その摂取方法、及び、摂取量は、自己の恣意に委ねられているのではなく、適量に控える場合にのみ「理性的本性に適った」ものであることを、そしてそれが責任に適っていることを人は（特に、重大篤な病気を経験した者は誰よりも明らかに）知っているのである。「ここでアリストテレスの言うプロネーシス、思慮が重要な意味を有する」。そしてこうした責任と一致した行為を行うことへの「一種の内的な傾向」を、即ち、義務の必然性を、自覚しているのである。そして更に、人は、他の人間にも直ちに同じ理性的本性を認め、それと共に、他人に求めもすれば、又他人から求められもする特定の諸行為態様を知るのである⁽²⁴⁾。

かようにして、人間本性の領域には精神的・身体的な傾動素質（geistige und körperliche Triebanlagen bzw. Veranlagungen）が観察される。そして、傾動素質の作用を人間の内にある自然法（自然法則）の作用と見ない理由はない。しかも事物の本性は、生命ないもの、生命あるもの、それも植物的存在と動物的存在とにおいて、それぞれ異なった作用をする。そうした作用の相違性は人間にも妥当しなくてはならず、人間の中においても又、本性はそれ固有の作用の仕方を持している。人間の場合その本性理解のための鍵は「理性」であると考えられる。それ故、理性的本性によって条件付けられた固有に人間的な行為が人間の自然法（自然法則）探求の対象となる⁽²⁵⁾。

倫理的意識については、我々は、万人が善悪の意識を有するということが、無条件の要求として差し向けられていることを良心が認識し得ていること、その他の行為諸原理（節度、黄金律、正義、報恩、約束遵守、正当権威への服従な

ど)がこれに結びついていること、こうしたことを知っている。

では、そうしたことが一体成立する基盤は何処にあるのか。それは、倫理の存在根拠(基礎)の問題である。日常的意味での「善」とは何であろうか。少し硬い表現を用いると、善とは「事物相応の完全性」、¹⁾「或る事物の本性によって要求されている存在の完全性ないし完全な現実在」を意味する。では、倫理的な善とは何であろうか。それは人間にとって「課題としての善」である。人間の行為は、盲目的な諸力によって決定されるのではなく、人間本性の要求に合致するにせよ背反するにせよ、理性の作用と自己決定、即ち自由と責任とによるのであるから、正当にも「課題としての」善と呼ばれ得るであろう。

では、倫理の本質は何に存するか。人間にとっての善、本性によって要求されている存在の完全性・卓越性とは何か。それは、先に述べた如く、存在の完全性を生物が獲得するのは、その本性を規定している素質、力、傾動が完全に展開され、本性に内在する諸目的が完全に働く限りにおいてであるから、「倫理の本質は、人間の行為が、人間本性や身体的・精神的諸傾動に予め刻印された諸目的と合致することに、簡潔に言う『傾動の正しさ』にある。」ということになる。

我々は、既に、人間本性の領域には精神的・身体的な傾動素質 (geistige und körperliche Triebanlagen bzw. Veranlagungen) が観察されることを指摘しておいた。かかる諸傾動は、それらが無秩序に実現されることを求めるものではない。それら傾動自体に予め刻印されている「傾動目的」と一致して実現を見る場合に人間本性は実現されるのである。即ち、そのとき初めて倫理の本質に適った仕方²⁾で人間の行為が遂行されるのである。念のために明言しておく、人間の場合には、本性がそもそも理性によって浸透されているので、その本性に内在する諸傾動は、傾動素質ないし傾動構造として、謂わば作動する態勢³⁾にありはするが、先ずそれは諸傾動に予め刻印

された諸目的により目的論的位階秩序の連関の下に置かれており、しかも、現実の作動の仕方は理性認識と理性的意思による目的秩序の維持に依存せしめられている。「『自然法』第三章参照」。そして、この「人間本性や身体的・精神的諸傾動に予め刻印された諸目的」をメスナーは、人間の実存的目的 *die existentiellen Zwecke des Menschen* と命名した⁽²⁷⁾。実存的諸目的は、自然法原理とも呼ばれる。或いは又、倫理原理であり、倫理の規準ともなる。何となれば、それこそが、何が人間や社会にとって倫理的に善であるか否か、の規準として機能し得るからである。

第四節 自然法則（本性法則）と自然法——自然法に就いての注意事項（3）

本章冒頭で留保しておいた、自然法に就いての第三注意事項の問題をここで最小限検討しておく。

人間においてその本性を規定するところの、その規定性「これを差当たり、自然法ないし自然法則又は本性法則と仮に呼んでおく。」は、我々の現実感を以て具体的に経験する場では「良心」を通じて知られる。この良心において、良心を通じて現われる倫理法則は自然法である。但し、自然法は多義的であるので、ここではスコラ学という *lex naturalis* と *ius naturale* の両者を含む広義での自然法と考えたい。前者は、現代印欧語でも例えば、ドイツ語及びフランス語では *Naturngesetz, loi naturelle* と対応し、後者はそれぞれ *Naturrecht, droit naturel* に対応する。一般には、人間が勝れて倫理的な存在であるところから「道徳律」ないし「自然倫理」と訳され「道徳律という用語は、人間理性が作り出したかのような印象を与えるので、避けたほうが良いのではないか、と私は以前から考えている。「自然倫理」という訳語を用いるのはホセ・ヨンバルト博士である。又、ヨンバルト博士の実質的意味での門弟秋葉悦子教授は、「自然道

徳法」という術語を用いる。」、或いはまた、人間本性の法則という意味で「本性法則」と訳されることもあるが、所謂自然において見られる法則と同様に、人間という自然に見られる法則という意味において「自然法則」という訳語を私は使いたい。そして、その方がメスナーの趣旨にも適うことになるからである。⁽²⁸⁾

人間の自然本性の法則としての自然法則 *lex naturalis* は、人間の一人一人が、そして人間集団が形成する社会がその本質存在を獲得し、自己の存在充足を遂げるか否か、その成否を分つ規準となるものである。この意味において、それは人間生活全般に、従って、個人的、法的、政治的、社会的、文化的、経済的といった様々な次元での人間生活に関わり、かつそれを規定する存在法則でもあれば、当為法則でもある。この広義の自然法則に対して、それ自身は広義の自然法、詰り、自然法則でありつつも、とくに自然法 *ius naturale* と呼ばれる狭義の自然法が人間の集団生活に即して語られてきた。こちらは、人間一人一人が、そして各集団が、他者からの侵害を受けることなく、自己の存在充足を遂げるべく自己決定によって行為しうる権限、或いは所管事項を確定する。詰り、自然法則のうち、法と正義に直結する部分を以て、自然法と呼ぶことを常とする流派があつて、メスナーを始め、伝統的自然法論者によって今日においても採用されている語法である。⁽²⁹⁾

自然法及び自然法則の作用様態に就いては、第五章で再論する予定である。

【附論】

Ius、*lex*、*droit*、*loi*、*Recht*、*u*、*Gesetz* に亘つての補足説明。この区別は、現在でもなお意味を有する。*Lex* は、その立法権威者並びにそれに固有の仕方での制裁（賞与）*sanctio* を前提したもので、神的立法者の制定になるものが自然法則（道徳法則を含めて）であり、人的立法者によって制定されたものが所謂「法律」である。これに対して、*Ius*、詰り法は、

広く社会規範の総体であるとか、社会秩序を意味し、更には、一方で「正しいもの」「正しい関係」*dikaiton*（これを三島淑臣『法思想史』は「正法」とか「法正」と訳したりする。）を意味し、他方では正しい持分を有する主体の側から他者に対して要求し得る事態、詰り、権利をも意味する。ユースは、古代ギリシヤにおいても、ゲルマン古法においても、人間が作り出すものではなく、却って、世界秩序、社会秩序の一部として人間に与えられ、人間の勝手にできるものではなく、発見されるべきものであった。³⁰⁾ 一方レークス、詰り法律は、共同体を維持するため「共同善実現のため」の首長による立法現象と捉えられていた「例えば、聖トマスによる、有名な法の定義（*Et sic ex quatuor praedictis potest colligi definitio legis, quae nihil est aliud quam quaedam ordinatio rationis ad bonum commune, ab eo qui curam communitatis habet, promulgata.*）³¹⁾を想起せよ」。この謂わば二重構造的な法理解が、近代に入ってから急激に変質していった。それは、「法＝法律」という考え方である。別な言い方をすると、法律がそして法律のみが真の法であり、それ以外のもの、例えば、自然法は法ではない、古来からの慣習法も法律に合致するか、少なくとも違背しない限り承認される、という訳である。³²⁾ これには、近代的な自然法論が地均しをし、それをフランス革命以後の人民主権論が完成させて、「フランス註釈学とかドイツ概念法学に就いては省略するが」³³⁾終には、法の内容は、至高の権力を有する主権者が自由に決定できるという思想に到着した。こうして、発見されるべき法は、任意に作成可能な法律に取って代わられた。その都合は、法律実証主義という高い代価を払って人類は経験することとなった。それにも拘らず、我が国では、法という制度法、とりわけて法律が觀念され、他の要素が等閑に付されがちである。より顕著であるのは、例えば、憲法と聞けば、憲法典のことばかり、その条文だけが想起され、条文をいじるだけで、法問題が解決できる筈だ、³⁴⁾と思っ込んで始末である。³⁵⁾

第二章 自然法をどう捉えるか (二) —— 共同善について

第一節 人間の社会的・個人的本性

人間存在が問題となる我々の探求において出発点とすべき基礎は、メスナーが言うように、そして又、多くの者が同意するであろうに、社会的、且つ個人的存在としての人間（人間の社会的・個人的本性）であるであろう。否、それ以外には無いように私には思われる。何となれば、そのみが人間の真実の姿に合致していると確信するからである。⁽³⁴⁾以下、ヨハネス・メスナーに従って、共同善への端緒を拓いていくこととする。

「文化を分有し、文化「形成」に協同することこそ、個人が完全な人間に成るための前提条件である。人間とは自分だけで完足した理性的生物であり、社会的義務も又負う者だとする俗説とは正反対に、人間は、交流と協同を通じてのみ、先ずは家族の中で、次ぎにより大きな社会の中で、完全な人間的存在に、完全な人格に、詰り、文化的存在に成るのである。それ故、人格にとって交流が構成的であるのは、文化にとって協同が構成的であるのに比肩相当する。然も、両者は分ち難く絡み合っている」⁽³⁵⁾

人間にとって社会的結合への傾動はこのことに連関しており、本質的である。⁽³⁶⁾社会の存在根拠は、メスナーによれば、「霊肉一体の人間本性の特殊性」、「人間に於ける霊肉の不可分離的統一性」にある。ここで註釈を施しておくならば、「人間とは自分だけで完足した理性的生物であり、社会的義務も又負う者だとする俗説」とは、言うまでもなく、啓蒙期の近代的自然法論が前提とする、従って又今日においても基本的に前提されている人間観である。

メスナーは、「俗説」或いは「ドクサ」としてそれを批判するのである。

社会的傾動によって成立する社会とは一体何であるのか。それは、人間本性の存在構造に由来するものであって、「実存的諸目的によって要求されている完全な人間存在の獲得を相互に促進するため形成された人間の結合体」である。³⁷⁾ 社会は、人間の恣意によって成立するのではなく、本性に規定されて存在する。尤も、意志的要素、人為的要素が全く介在しないなどと言うのでは勿論ない。従って、共同社会と利益社会、或いは必然社会と任意社会の区別を強調しすぎるのは、却って我々を誤まらすことにもなりかねない。³⁸⁾

第二節 共同善に就いての注意事項

(1) 社会化、文化化、社会形成力

さて、我々はこので、共同善に就いて考察を進めるに際して注意すべき事項を、自然法論者でない者の見解をも交えながら、予め簡単にでも語っておいた方がよいだろう。

第一注意事項は、**社会化、文化化、社会形成力**という用語に関わる。社会学や心理学においては決まって「**社会化**」socialization, socialisation, Vergesellschaftung という概念が登場する。何故それは重視されるのであろうか。その意味は何であるのか。社会化は、一般的に言えば、「人間が社会的存在としての人間に成長する過程」である、と言うことが出来る。それには広狭両義があり、広義における社会化は「**文化化**」enculturationとも呼ばれるものであり、当該所属社会に特有な行動文化を身につける側面をいう。(ここでは宗教社会学などで使われることの多いinculturationには触れない。) 他方、狭義の社会化は、所謂社会規範を内面化して自我を統合する側面を指

す。⁽³⁹⁾ 周知の如く、心理学において社会化は、パーソナリティとの連関で語られる。その外、経済体制論で主に使用される私有化に対する意味での社会化 *Sozialisierung* 「より細かく見れば、公有化と国有化とを含む」という用法もあるにはあるが、⁽⁴⁰⁾ ここでの議論とは直接の関連は無い。教育社会学者の門脇厚司教授（一九四〇年―）によれば、社会学における「社会化」は「社会を社会たらしめているある状態」を言い表し、心理学における「社会性」は現存社会への適応性の有無に力点が置かれているという。何れの場合においても、人間の受動能力、消極面に視点が傾斜している。それに対して、メスナーは常に文化形成力を強調したのであったが、門脇教授も、独特の仕方と同じ方向を歩まれる。その具体的な現われが「社会力」の概念の提唱である。

門脇教授は、必ずしも伝統的自然法論者を以て自認されてはいない。否、決してさようなことはされないであろう。しかし、その近著『子どもの社会力』を繙くと、その思想を支える根底において我々の見解と軌を一にするところ実に多く「勿論相違点もある訳で、門脇教授は、ヘーゲルやヘーゲル主義者にその傾向が見られるように、社会の存在を具体化して捉えることは避ける点でスコラ学に一致するが、社会の独自の存在性を結局は個人に還元してしまう点で、社会の偶有的存在性格を首肯するスコラ学とは相違する」⁽⁴¹⁾、同時に、現代の社会問題（いじめ、学級崩壊、増える後天的自閉症児、広がる人間嫌い、その他の諸問題）を考える場合に示唆するところが多いと私には思われる。アリストテレス以来、人間は「社会的動物」（厳密には「ポリスの動物」）である、と言われて来た。それ自体は間違いないだろう。しかし、では、社会的動物であるとは一体「人間のどういう特性ないしは資質能力」をいうのか。そうした「資質能力」は人間の子に先天的に備わっているのか、それとも後天的学習によって獲得されるのか。人間だけが「社会を作る力」を有するとして、それを人間はどのように發揮し活用し、社会を實際形成するのであるか。こうした問題意識から、上掲近著は執筆されている。

さて、先に社会学や心理学に一般的見られる「社会化」ないし「社会性」概念はどこか受動的、消極的な概念の色彩があった。それに対して、門脇教授が提唱する「社会力」は、積極的・能動的で、「社会を作り、作った社会を運営しつつ、その社会を絶えず作り変えていくために必要な資質や能力」を意味する。⁽¹²⁾ この着想は、形式社会学者ゲオルク・ジンメル Georg Simmel の *Vergesellschaftung* から得たと言うが、これは、正にメスナーが『自然法』「第二巻社会倫理学」の劈頭に二〇頁近くを割いて論じているところである。⁽¹³⁾

「社会力」という新しい概念は、提唱者の門脇教授によると、社会性(或いは社会化)が現にある社会の側面に重点を置いているのに対して「社会をつくる人間の側に力点をおいた概念」である。⁽¹⁴⁾ この区別を前提にすれば、「若い世代に欠けているのは、社会性ではなく、社会力である、ということになる。……社会力が欠けているのは何も若い世代だけではなく、先行世代である大人たち自身が相当に社会力を欠いているのが現状である。」⁽¹⁵⁾ 厳しい、しかも事実を穿った指摘である。

ところで、一体社会力が何も基盤なくして成立することは、当然のことながら、あり得ない。それは、第一に、他者を認識する能力であり、第二に、他者への共感能力ないし感情移入能力である。「常に他の誰かのことを心にかけている人は、常に社会への関心を持ち続けている人でもある。社会を作り、社会を運営し、社会を変える力である人間の社会力は、このような心の動きに支えられていることも忘れてはならないことである。」⁽¹⁶⁾

社会的凝縮力、或いは社会的磁場とも換言されうる「社会力」の衰弱は、社会に、従って又、そこに生きている我々自身にどのような影響を及ぼすであろうか。そうした状況下では、先ず、社会が良くなることは望むべくもないであろう。社会力の衰弱は、反対に、社会の衰弱を、そして場合によっては社会の崩壊をも惹起するであろう。しかしそれに止まらず、恐らくは人生の充実感をも奪っていくであろう。「人間は、自分の存在価値を他人に認め

られてこそ、生きる実感をもつことができる生き物だからである。⁽¹⁷⁾

このように見て来ると、社会性と社会力とは、言わば、そのベクトルの向きが逆であることに気付かされる。社会性が既存社会への適応を旨としており、社会維持を志向する概念であると言うならば、社会力は、既存社会の改革改善を志向する概念である、と言うことが出来る。社会性が受動性概念であるのに対して、社会力は能動性概念である、とも言えよう。以上で、門脇教授提唱になる「社会力」についての解説を終えるが、ここで謂う社会力は、この語自体から連想されるような意味ではないこと、即ち、決して社会が発揮する外的強制力としてのそれではないことに注意する必要がある。

(2) 国家の存立目的としての国家的共同善と共同善の多元的構造の問題

次に我々は、国家の存立目的としての国家的共同善「公共善」と共同善の多元的構造の問題を論ずることにしよう。

国家と政治に関して、伝統的自然法論は何を論じてきたであろうか。ここでは、最近徐々に耳にするようになった政治倫理学という用語よりも寧ろ国家倫理学という用語が一般的に流布していた。それは恐らく政治が最も典型的な姿で現われる舞台が国家であることによるのであろう。

自然法論以外からの証言として、例えば、矢部貞治『政治学』によれば、政治は、一般的形式的にこれを見れば、「国家意思の決定と行使に直接関連する人間の行動」⁽¹⁸⁾であり、実質的にこれを定義すれば、「国家内の対立分化を権力的に統合組織化し、法規的に組織化された一体的秩序を創造し、それによって国家目的を実現する全過程である」⁽¹⁹⁾。人間社会に何らの対立矛盾相剋もない社会秩序などは期待し得ないのであるから、政治は行われざるを得ない。し

かも、対立分化のみでは無政府状態（無法状態）であるが故に、政治は対立や矛盾或は相剋を前提はするが、それらを統合して一体性を樹立することに政治の政治たる所以が見られる。そこで、今度は、政治の本質が対立分化を統合して一体性を樹立することにあるのであれば、何もそうした機能は、必ずしも国家に固有のものではなく、どのような人間集団においても見られるのではないか、との疑問が生じてきた。詰り、権力の社会的機能から政治を見定めようとする方向である。機能主義政治論や多元的国家論などである。こうした傾向に対して、矢部教授は次の如く指摘しておられる。

「このような所論には確かに一面の真理があることを否定できないけれども、根本においてはこの考え方は社会現象の機能の面のみを抽象して、その機能の発する源であるところの実体を無視し、その実体をなす人間社会の価値の序列を忘れた謬見と言わねばならぬ⁽⁵⁰⁾。」

かようにして、固有の政治と国家との本質的連関が説かれる。

矢部教授の場合、上述したように、国家と政治とが緊密な関係において説かれている。実質定義に含まれる「国家目的」について、更に別の箇所でも次の如く述べている。「政治によって実現されるべき国家目的には、少なくとも治安と秩序の維持、国民の生活の維持、国家の安全と独立性の保持が含まれねばならない⁽⁵¹⁾。」と。伝統的自然法論は、後述するように、国家目的を共同善ないしその実現に見る訳である。例えば、メスナーは、政治を端的に定義して、政治とは「共同善の実現、保持、増大のためにそれに責任を負う者によって合目的な措置をとること⁽⁵²⁾」のうちにあり、と言う。

ドミニコ会師のフランツ・マルティン・シユメルツ教授も、『新自然法——ヨハネス・メスナー追悼論文集——』に寄せた一文において、結局、メスナーにおいては政治倫理学という言葉は使われなかったが、国家倫理学が実質

的にはそれを覆っていた、と結論づけている。⁽⁵³⁾

さて、政治倫理学が国家倫理学とほぼ同義語であると認められるならば「厳密には交差する二円の関係に擬えられるであろうがここでは無視する」、政治倫理学が取り組むべき課題を我々が確定することはそれだけ容易になる。典型的な論題としては、例えば、国家の本性、起源、課題、主権的団体としての国家に纏わる権力の本性、起源、担い手、国民主権、法服従義務と抵抗権、近代民主制の諸問題、更に、国家の諸作用の諸問題として、国家の法律作用、福祉作用、文化作用、自衛作用、自己維持作用、財政作用等、国家の動態の諸問題として、国家事由 (raison d'Etat)、一般的な訳語は国家理性)、戦争、人口変動、民族主義、イデオロギー、倫理的諸力等が挙げられ得る。これら総てについて語ることは無論ここでの問題ではない。最重要であると思われるのは、政治という活動、それがそこにおいて繰り広げられる国家という人間の社会集団がそもそも共同善の実現を目指して存在すべきものである、ということの確認である。

この観点からすれば、国家は必ずしも「国民国家(民族国家)」「Nationalstaat, nation state」である必要はない訳である。人間本性論に基づいて(上述した多元論とは一種異なる)多元的国家論を説くトマス主義自然法論者の一人メスナーは、一民族一国家を要求する民族自決原理をむしろ有害なイデオロギーと見て、多民族国家は専制政治に対する保障をなすという英国歴史家アクトン卿 Lord Acton のテーゼを夙に肯定的に引いて論じていた。

「同じ国家において複数の民族が共同生活する場合は、それが国家の自由の試金石であると同時にまた自由の最上の保障でもある。このような共同生活は文化発展の最も重要な推進力の一つであり、近代的自由主義思想に基づく民族国家よりも、真の進歩をもたらすという意味で、遙かに大きな効果をあげるものである。⁽⁵⁴⁾」

ここには社会的多元性を支える自然法的原理、即ち補完性原理の一つの見事な説明が見出される。⁽⁵⁵⁾我々は次に、国

そもそも国家とは何であるのか。国家の存在と目的を一瞥した後で、メスナーは国家の定義を与えて、「一定の地域に定住した人々によつて構成された、そして最高の支配権力を備えた共同体であつて、その共同善の全面的な充足を目的とするもの」と言う⁽⁵⁶⁾。それは人間の社会的・国家的本性に根ざしており、その社会「広義の社会」目的によつて特徴づけられる。即ち、人は自らの本性によつて社会的協同へと結集し、その生存使命や文化使命を果たせんとする。そうした使命達成を可能にする包括的統合的共同体「前出、加藤新平博士のいう「全体社会」⁽⁵⁷⁾」が国家である。従つて、それは「人間本性の完成のために必要な諸々の社会的基本作用の、詰り共同体の自己防衛とか、その法秩序や一般的福祉を保証することといった作用の、包括的な全面的な達成」を目的とする⁽⁵⁸⁾。言い換えれば、社会的協同全般を築き上げ、促進し、規制することを通じて、人間本性の完成に必要な諸条件を、共同善を創出することこそが国家の作用であり、課題である⁽⁵⁹⁾。

国家の本質と使命がこうしたものであると理解されるならば、既述の如く、何もそれは国民国家（アクトン卿のテーゼを引用する箇所では「民族国家」を使用している。）という形式をとる必然性はないのであろう。しかし、それが法的団体であることには些かの変更もないだろう。又、秩序を樹立することが人間の社会生活、国家生活にとつて最重要であることは誰もが同意するであろう。更に、国家は実力を伴った法団体であるからには、単なる実力にも解消できなければ、同じく単なる法規範にも解消できない。血肉を備えた平均的な人間の集合するところでは、現実的に事柄を把握しそれに対処することが、結局は人間の共同生活、それも少しでも「善き生活」を送るために適合するような共同生活を可能にするであろう。それは、私の見るところでは、伝統的自然法論が説いてきた方向で

最もよく実現され得るように思われる。

この辺りで一度は国家の存在論的諸原因に論及しておくのが適切であろう。メスナーによれば、国家は通説が説くような三要素（国民、領土、主権ないし統治権）のみによって成立するにあらず、四要素によって成立するという⁽⁶⁰⁾ことを、即ち、上記三要素に目的たる共同善が加わるということを我々は学んだ。ベルギーの生んだ偉大な法哲学者ジャン・ダバン⁽⁶¹⁾の場合は、より形而上学的に洗練されている。即ち、国家の予備的要素として人口と領土、構成的な要素として共同善（公共善）と権威。それらは、存在原因としての質料原因（人民と土地）と形相原因（公的權威、権力）、更に作用の原因としての目的原因（ダバン独自の用語では世俗的公共善）と起動原因（人間の国家的本性）である。尤も、メスナーによつても、実質的には同じことが語られている。

一般的に諸原因のうちで窮極的なものは、目的原因である。従つて、国家を考察する場合にも、何よりも国家の存在理由、即ち、世俗的公共善 *le bien public temporel* に注目しこれを重視すべきである⁽⁶²⁾。それは、質料的観点からと形相的観点から更に考察することが出来る。質料的観点からは、公共善の内容としては、この世の一切の事物が登場しうる。ダバンは、それを一応（1）国家と経済、（2）国家と人格の諸価値、（3）固有に政治的な諸価値に分説している⁽⁶³⁾。形相的観点からは、それは、（1）正義の秩序樹立による平和と安全の保障、（2）私的活動の合理的調整、（3）私的善益の現実化への援助、（4）必要な善益を私人に肩代わりしての提供、と分類される⁽⁶⁴⁾。形相的観点からの公共善は、公衆が権利として国家より期待できる便益又は職務の一般的な概観とも言い換えられる。公共善を形相的観点から眺めるとは、国家の本質、詰り完全社会性に照らして、他の一切の事物の中から何が優先して選び取られるべき内容であるのか、を考察し語ることである。そして上にあげた四つの規準は、何れもその中に所謂補完性の原理「ここに言う原理とは、観念的に構想されたものではなくして、人間本性に定礎された客観的な事態

を指しており、ロゴスと呼び得るものである。」を含んでおり、例えば、私的善益の現実化への援助について見れば、ある私人（私的団体）の活動が充分行われるならば公衆にとつて大きな善益が生ずることが相当程度に見込まれるのに、これら私人や私的団体が自分自身の力だけでは充分な活動を行う条件を整えていない場合に、国家が乗り出してこれを援助する、というものである。⁽⁶⁵⁾ この場合、私人が自立して活動できるところまで成長したならば、当然援助はもはや与えられるべきでない。⁽⁶⁶⁾ 援助は自助を目指すのである。更に、形相的観点から述べられた四規準は、そのまま重要性の順序でもある。

そして私が重要と考える事項に次にのべる人間の現実がある。人は誰しもダバンによって定式化された国家の存在目的としての共同善の主要内容を洞察していると見なくてはならない。何となれば、そのみが一見いかに厳しく共同善解釈で対立するかに見える場合においても、執拗にその妥協点を見出すよう人々を義務付け、且つ又、それが事柄自体として不可能事ではないことを人々に教示するのであるから。この本性適合的な共同善への各人の洞見なくしては国家生活は、そもそも不可能であろう。我々は、理屈を捏ね回す概念的で表層的な理性認識の基底に、こうした言挙げせずして自らの本性に融合したままでの主体的認識を、少なくとも人間の本性に関する限りは存在被拘束的に有しているのである。⁽⁶⁶⁾

第三章 家族をどう捉えるか(その一)——自然人類学、動物生態学の視点から

第一節 自然人類学・動物形態学に学ぶ

人類の誕生に関連する昨今の研究成果には目覚ましいものがある。本章では、視点を少し移して、自然科学的な分野から人間を考察していく場合に明らかにされる事実乃至仮説を紹介していくことによって、人間にとって家族の占める位置と意義とを考えてみたい。

(1) 系統進化、分岐進化、向上進化

とは言い条、ここでは、自然人類学(形質人類学)と動物生態学(霊長類学)の成果をごく手短かに眺めることで満足しなくてはならないだろう。自然人類学及び霊長類形態学の江原昭善博士(一九二七-)によれば、生物の起源とか進化という点、我々はややもすると「生物の系統の起源や祖先」を考えがちであるが、その他の観方もそれに劣らず重要である。生物進化に関しては、一般的にAからBへと進化する現象(系統進化 *phyletic evolution*)、AがBやCへと分岐する現象(分岐進化 *cladogenesis*)、更に或るレヴェルからより高いレヴェルへと改善向上する現象(向上進化 *anagenesis*)⁽⁵⁾が見られる。博士の近著『人類の起源と進化』は、脊椎動物全体について向上進化の観点から、その主な特徴の進化を眺め「第三章は骨格系、脳、呼吸血管循環系、生殖メカニズムの改良、特殊化と一般化などを論ずる。」更に、霊長類のなかから人類が誕生してくる過程を、カテゴリー・エラーを犯さないように常

に注意を払いながら、論じている好著である。⁽⁶⁸⁾

人間は形を変えたサカナである、と言われるが、それは、両者の形態上の対応関係「頭部だけ見ても、左右一對の眼、それに続いて鼻腔と口があり、左右対称の平衡感覚器官ないし耳もある。消化器官の排列も対応している。」から見て取ることが出来る。神経系を見ても、同様のことが言える。人間の斯くも複雑な神経系も、進化の観点からは、「クラゲのような下等動物のルーズな神経網から出発したらしい。サカナになると統合性が進んで脊髓を形成し、反射運動はもとより、触覚・音覚・痛覚、味覚、嗅覚、視覚、聴覚、平衡感覚などの神経終末からのシグナルを脳へ伝え、その刺激を受けて脳は各筋群へ司令を伝える。人間の主要な感覚器官は初期の原始的な脊椎動物同様に頭部に集中している。「原文改行」ヒトもサカナも、原理的には溶けた物質を感じることによって、あるいは水や空気の振動を感じることによって反応する。」⁽⁶⁹⁾目について見ると、サカナもヒトも原理的にカメラと同じ構造をしている。両生類で、涙腺が発達し、爬虫類で瞼が形成された。霊長類では、眼球が前方に寄って来て立体視が可能となる。⁽⁷⁰⁾昼行性霊長類では色彩感覚が発達した。循環器系についても同様の向上進化が確認され、それらが複雑に相連関しながら生物の向上進化が生じたと予想されるが、ここでは言及するに止めよう。⁽⁷¹⁾

(2) 人類を人類たらしめたもの

さて、人類を人類たらしめたものは一体何であったか。これを考える上で大きな発見があった。それまでは、仮に進化論の立場から人類の起源の問題に接近することを試みるとしても、animal rationale という伝統的人間理解を背景にしていたため、人類は先ず理性の座である脳から進化した(筈である)とするパラダイムが支配的であった。そうした思潮があったものだから、E・ヘッケル(一八三四—一九一九年)の予測通り、E・デュボア(一八五

八一―一九四〇年）がジャヴァでピテカントロプス・エレクトゥス（ジャヴァ原人）を発見した時に、「頭がサル的で、あしがヒト的」であったために、一時期物議を醸したのであった。しかし、その後一九二四年にアフリカでタウング化石が発見されて以降、ジャヴァ原人やベキン原人よりもっと古い猿人化石が次々と発掘された。脳の容積はゴリラやチンパンジーをわずかに上回るに過ぎないが、骨盤や下肢骨から見ると、九〇パーセント直立二足歩行を完成させていることが判明した。⁷²かくして、ヒトは、「頭からではなく、あしから進化した」と考えざるを得なくなった。ここに、直立二足歩行こそ人類をして人類たらしめ得たとする考え、詰り、自由になった手で道具を作り、その刺激が脳を刺激し、現在の人類の繁栄の歴史を可能にしたのだとする考えや、「人類＝直立二足歩行する霊長類」とする定義が由来する理由がある。そしてこうした見方が今日優勢になりつつあるやに見える。しかし、こうした「短絡」思考に陥りがちな我々に対して、江原博士は、直立二足歩行説には二つの大きな不備があると指摘される。不備その一は、直立二足歩行は、ヒト化現象 *hominization* のなかでは、原因であったというより寧ろ結果であった可能性の方が高いと見るべきこと。その二は、ヒト化を直立二足歩行という、ただ一つの生物学的要因にだけ求めるのは現実的でないこと、である。⁷³重要箇所を引用しよう。

「サルからヒトへのレベルアップには、さまざまな要因が複雑かつ緊密に絡まり合っている。……ヒト化への諸要因やヒトの諸特性の各々には、出現の時期や強化程度に、多少の時間的ずれがあるようだ。だが重要なのは、それらが網の目のように絡まり合っていて、それぞれが他の要因との間で、相互触媒的に作用し強化し合っ
てレベル・アップしていることだ（向上進化）。まさに経営学でいう『シナジー効果』である。」⁷⁴

かように、ヒト化或いは人間化への諸要因や諸特性は相互触媒的に向上進化したのであると観る立場からは、注意深くそれら諸条件が考察される。⁷⁵若干例を挙げておくと、道具使用における手段と目的との因果連関の洞察、道具

の高次化（メタ化。石器はチンパンジーの一次的レヴェルの道具に対して、二次的レヴェルの道具である。）、又、（主としてホモ・ハビリスの）住居跡から発見され推認される共同生活の様子、子供の猿人化石から知られる長くなった授乳期間、家族社会の出現などが、相連関していることが説かれる。⁽⁷⁶⁾ここで我々が特に注目したいのは、人類の出現と家族の存在とが切り離されないことについての、自然人類学からの指摘である。

「猿人たちは、すでに述べた居住跡の存在からもわかるように、ゴリラやチンパンジーと異なり、ベース・キャンプをもち、大型動物を狩りしていたらしい。また、未熟な子供を生み、直立二足歩行性を完成させるべく成長に時間がかかり、あまつさえ高度に学習能力をもった彼らは、その長くなった成長期に言語や技術や複雑な社会行動を学習したことだろう。裏返せば、その分だけ母親とのかかわりや父親との社会的な関係もより深くなったことだろう。発情の季節性がなくなったことも大切な要因の一つである。これらの要因がすべて相互触媒的に働いて、上記のような状況のなかで、伊谷も指摘するように系統論的なベア型構造は崩壊して、二次的に家族を生み出していった可能性はきわめて高いといってもよい。」⁽⁷⁷⁾

第二節 動物生態学・霊長類学に学ぶ

(1) 形態学的観点と生態学的観点

次に、我々は動物生態学・霊長類学の研究成果を、河合雅雄博士（一九二四年―）の著作に依拠して、見ることにしよう。先ず、知能の高い哺乳動物のなかで、何故サルからヒトという高等動物が進化してきたのか、という問題を考える。これに関しては、従来、木登り説というのがあった。それによると、サルは、樹上生活をしている間

に様々の適応形質を獲得した。①先ず、擷取するに便利な拇指対向性。次に、②平爪と指紋の出現。更に、③両眼視と色の識別能力の獲得。そして、④手と足の分化。これらは、確かに、サルからヒトへの進化に何等かの意味を持ち得るであろう。しかし、それは、形態学的観点からの説明である。河合教授は、これに対して、樹上生活というものを生態学的な観点から見直して、進化的に展望する必要を唱えられる⁽⁷⁸⁾。別言すると、「哺乳類におけるサルの位置」を生態学的な観点から解明するという課題に取り組むということである。その手始めとして、哺乳類の適応放散に言及しよう。

— 最初の哺乳動物が現われたのは、恐竜時代の中生代の三疊紀、およそ二億年前のことであった。その後、突然恐竜が絶滅し、哺乳類の時代が到来した。哺乳類は、色々な所に住みかを求めて適応放散した。その生活の場所（棲み場所＝*niche*）は、大別すると、陸地、水圏、気圏である。陸地には、更に、山地や森や草原、半砂漠、砂漠の別があり、これに海拔高度が絡んで来る。又、森にしても、熱帯多雨林、針葉樹林、照葉樹林などの違いがある。水圏にはクジラ類などが、気圏にはコウモリが適応放散した。陸上について見れば、人間が開発を始める以前は、陸地の六〇ないし七〇パーセントが森林であったという。森林面積は現在では約三二パーセントである。生活環境としての森は、林床（地面）と樹上に二分される。林床にはゾウやバッファロー、有蹄類、齧歯類などの色々な哺乳動物が棲息しているが、樹上に棲んでいるものは割合に少なく、真獣類の目の中では、霊長目と皮翼目（ムササビなど）だけである。だとすると、サル類が目レベルで森を占領した、森の住人になった、⁽⁷⁹⁾と云い得る訳であって、これが我々の主題に繋がる進化にとって如何なる意義を有するのか。以下に纏めていこう。

(2) 哺乳類離れをした動物

脊椎動物の進化の歴史を瞥見すると、次の如くである。海に、そして後には川にもすむ魚類の時代、水陸両方にすむ両生類の出現、それから中生代に爬虫類が陸と水の両方に棲息した。やがて、爬虫類のうちの恐竜が突然滅び、代わって鳥類、哺乳類の時代が訪れた。こうした流れの中で、とりわけ我々の興味を惹くのは、爬虫類が地球上の色々な棲み場所（ニッチ）を開拓していったことである。哺乳類は、一般に爬虫類より高等だと思われるが、ニッチについて言えば、爬虫類が開拓したものをそっくりその儘継承した。ところが、サルだけは、爬虫類が、それ故に又他の哺乳動物が侵攻できなかった森林の樹上に進出していった。⁽⁸⁰⁾ 詰り、哺乳類の中で独特のニッチを開拓して獲得したサルは、正にその点において、「哺乳類離れをした動物」だと言うことが出来るのである。そして、この哺乳類離れをしたという性質こそが、ヒトを生み出す母体になったと、河合博士は考えておられる。⁽⁸¹⁾ それは一体どういうことなのであろうか。

(3) 熱帯雨林とは

サルが進化した舞台である森、熱帯多雨林とは、一体どういうものだろうか。それは、樹冠の高さが四〇メートルにも及ぶ巨大森林であり、五層から六層の成層構造を有する。又、その樹木の量は多大であつて、バイオマス（現存量）は一ヘクタール当り四七〇トンにも及ぶ。植物が作る有機物（純生産量）は、地上部で年間一ヘクタール当り二八ないし四〇トン。因みに、照葉樹林では一八トンであるという。更に、構成樹種が多い。直径一〇センチメートル以上の樹が一ヘクタール当り二七七種も見られる。こうしたことから、熱帯多雨林に住むサルたちは、「だいたい五〜六階建ての緑のビル、各階とりどりの植物がみんな揃っている、そういうショッピング・センターに住んでいるようなもの」である。⁽⁸²⁾ このような森林に関して、次のような二つの謎が浮上してくる。一つは、何故

か動物が少ない。そして又、サルたちの食事の仕方がいかにも贅沢である。言い換えると、生活環境の豊かな森林に動物が少なく、生活環境が明らかにより厳しいサバンナにおける方が動物が多いという事実は何を意味しているのだろうか。熱帯多雨林の姿を浮き彫りにするために、我々はこの謎を一瞥してみよう。

熱帯雨林の主役である樹木の立場から、即ち、樹木の繁殖戦略の観点から考えてみるとどうなるか。樹木、即ち、植物に一番必要なのは、言うまでもなく、水と光である。ところで、熱帯雨林では水は十分供給される。と言うことは、ここでの繁殖上の問題は、光の獲得という問題であることが理解される。植物同士の闘いは、かくして、光の取り合い、奪い合いということになる。⁽⁸³⁾ するために、植物は光を求めて生長し、葉っぱを多数付け、なるべく大きくするなど的手段を用いて、光合成を図る。そして、葉っぱを大事にしなくてはならない。ところが、この葉っぱに大きなダメージを与えるのは動物である。そこで、動物に対する植物の防衛機構が生まれて発達することになった。⁽⁸⁴⁾

動物から葉を食べられないようにするために、植物は、①有毒成分、更に、②消化を阻害する物質を蓄える方向へ進化した。即ち、「植物は、新たに被子植物を誕生させ、摂食阻害物質を含有させて動物の食害に対抗するようになった」⁽⁸⁵⁾。こうした意味で、森林全体が動物に対する、いわば防衛ギルドを作っている、と言われ得るのである。こうした事情から、普通の動物は、森の植物を餌にして暮らしていくことは非常に難しい。ところが、この植物の防衛網をサルは突破した。さて、サルはどのような戦略で植物の防衛網を突破したのだろうか。

(4) 熱帯雨林への進出戦略

もともとサルは、食虫類から進化した。現存するサルの中でも下等な原猿は、だいたい虫食いだ。サルの祖

先は、森の中にいる餌である虫を求めて森に入っていく、虫食いの生活をしていた。⁽⁸⁶⁾サルは、次に、果実（フルーツ）を食うようになった。⁽⁸⁷⁾

ここで、アフリカのカボンの森に棲むサル、五種の原猿について興味深い事実を略述紹介したい。⁽⁸⁸⁾ロリス亜科のポットとアンワンティボ、ギャラゴ亜科のコピトギャラゴとアレングャラゴ、それにハリツメギャラゴ。ロリス亜科の二種では、昆虫食を巡る戦いを通じて、強い種であるアンワンティボが森の下層部を占拠してしまったので、弱いポットは追われて森の上層部での生息を余儀なくされた。ところが、ここには高タンパクで高栄養価の虫があまり居ないから、もともとは不承不承であつたろうが、果実を摂取するようになった。するとどうだろう。果実は、虫に比べて豊富に摂取できる。その結果、ポットは、アンワンティボよりずっと大きくなって、より栄えるようになった。⁽⁸⁹⁾ギャラゴ亜科についても同様の事実を指摘できる。即ち、強い種であるコピトギャラゴが森の上層・中層・下層を走り回り食虫するものだから、弱いアレングャラゴは、下層部に押し遣られ、餌の虫をあまり捕食できないため、果実や葉を食するようになった。その結果、体重が増えて、コピトギャラゴの四倍以上もの身体になった。尚、ハリツメギャラゴは、ギャラゴ亜科の中で最も劣位であつたが、これは樹脂（ガム）を食べるといふ特殊化の道歩んだ。⁽⁹⁰⁾

この例から、河合雅雄博士は、次のように語られている。

「食性の拡張は、適応性が高いという観点から説明すべきものではなくて、競争に負けた劣位種が仕方なく開発したと解釈すべきものである。よく考えてみると、この事実はいへん重要な問題を提起している。ネオ・ダーウィニズムにおける自然淘汰説では、生存価において優位者が劣位者を淘汰する、いわゆる適者生存説が定説になっている。ところが、上に見た例は、優位者に圧倒された劣位者が新たな食物の豊かなニッチ

を開拓し、それによって新たな進化の方向をきり拓いたということであって、進化の動因は劣位者にあるということになる。このことは、従来いわれてきた自然淘汰説では理解できない現象であり、また生存価とか、適者とは何かという問題を、あらためて考えなおすことが迫られる。⁽⁹¹⁾

さて、果実（フルーツ）を食し始めたサルには、森の鳥という強力な競争相手がいた。鳥類の食物も、殆どが虫や果実だからである。と言うことは、競争相手がいなくて、尚且つ森の中にふんだんに在るものと言えば、それは葉っぱである。ところが、先に見たように、葉っぱには毒が含まれていることが多い。そこで、森に侵入していった（或いは、進出していった）サルが講じた対策の一つは、多くの種類の葉っぱの「つまみ食い」であった。もう一つは、葉っぱ食いのための「身体的な適応」である。即ち、セルロースやヘミセルロースといった繊維素を消化器内のバクテリアや原虫によって消化させるとか、盲腸を長くしたり結腸を幅広くして、そこでバクテリアによる繊維素の分解を行うとか（クロテナガザルやゴリラ）、反芻獣のようなルーメン胃をもつとか（テングザルなどのコロボス類）、糞の再食（イタチキツネザルやゴリラ）、頬袋（ニホンザル）に見られる適応方法である。⁽⁹²⁾ 第一の対策、即ち、「つまみ食い」によって、摂取した食物に含まれる毒性物質の拡散希薄化を図る訳である。かくして、サルは、一見ずいぶん贅沢な食事をしている。例えば、タンザニアのチンパンジーは、およそ三六〇種類の食事メニューを、ニホンザルもほぼ同様、マウンテンゴリラは一〇四種類くらいを、ボルネオのオランウータンは一三二種類もの植物を食べている。⁽⁹³⁾ このように多種類の葉っぱをつまみ食いしながら移動するのであってみれば、⁽⁹⁴⁾ 彼らの生活様式が遊動生活にならざるを得ないことは容易に理解できる。⁽⁹⁵⁾ 河合博士は、サルたちの遊動生活を下絵として、更にこれに狩猟採集民の遊動型の考察を重ね合わせることによって、そこから原初人類の遊動型を説いている。⁽⁹⁶⁾

興味尽きない記述は多岐に及び、しかもそれぞれ重要ではあるが、⁽⁹⁷⁾ 我々は本稿の主題に引き寄せて、論述を思い

切つて、霊長類から人間（人類）へ飛躍する鍵となる問題を次に取り上げることにしてしよう。しかしその前に、ごく簡単にでも、森を捨てて地上に降りたサル、即ち、サバンナに進出した高等なサルについて語っておかなければならない。

(5) サバンナに進出した類人猿

中新世の後期から鮮新世の初めにかけて、アフリカの熱帯雨林には何種類かの、恐らく十数種類の類人猿がすんでいた。その中から森を出てサバンナに進出し、新たなニッチを開拓した類人猿が現われた。⁽⁹⁸⁾ ヒト化への道を辿ることとなったこの類人猿は、サバンナに出るための導入口ともいえる「川辺林」(サバンナを走っている川岸にできた茂み、ギャレリー・フォレスト。乾季に川が干上がったとしても、川底の伏流に根を下ろし樹木の生育は可能。)や「疎開林」(密林の外側にあるまばらな森、オープン・フォレスト。木の間隔が大きく、森は透けて明るく、したがって下草が茂りやすい広闊として林)を拠点にして、サバンナに進出した。⁽⁹⁹⁾

サバンナへ進出した類人猿は、現存の類人猿の中では、最もピグミーチンパンジー(ボノボ)に近い形態をもっていた。他方、ピグミーチンパンジーは他の類人猿と同様に、ナツクル・ウオーキング(指背歩行)をするが、人類の祖先であるこの類人猿「ヒト化に向かうこの類人猿を「人猿(マンエイプ)」と呼ぶ」は、ナツクル・ウオーキングをしない。⁽¹⁰⁰⁾ 河合博士の考察によれば、「ナツクル・ウオーキングは、体軀が大型化した類人猿の樹上生活による適応行動である。人猿はそこまでの適応を進める以前に地上に降り、サバンナに進出したのであった。それゆえ、彼らのマニピュレーション能力はホモ・サピエンスとは、それほど隔たっていなかった。」⁽¹⁰¹⁾

手の長さも重要であるという。樹上生活は類人猿の手の伸長を促進させ、足のそれを抑制するように働く。「人

猿は樹上生活に過度に適應する以前に地上に降り、したがって、足は現存の類人猿よりも長く、二足歩行に向かう態勢を十分内包していたと考えられる。」⁽⁹⁸⁾

ところで、サルにとって楽園であったはずの森を、何故ある種のサル、即ち、人猿は捨ててサバンナに進出していったのだろうか。当然浮かんでくる疑問である。これについては、先ず、何故、樹上から地上に降りたのかを考える必要があるだろう。そうすると、その理由は「体重の増加」が挙げられる。⁽⁹⁹⁾併せて、「食性の進化」が考慮されなければならない。その中でも、体軀の巨大化に植物食中心の食性が関わっていること、そして、その食性から脱却し「肉食を併用した雑食化」に向かうところにヒト化への道があったことが特記される。「雑食化への道を自ら塞いだゴリラ」は、類人猿の中では最も体軀が巨大であるが、そのゴリラ亜科の三種、詰り、マウンテンゴリラ、東ローランドゴリラ、西ローランドゴリラ、を比べてみると、徹底的に葉食に依存しているマウンテンゴリラが最も体軀が大きい。⁽¹⁰⁰⁾ゴリラは、植物食への道を完成することによって——それは咀嚼のための側頭筋の発達を促したが、同時に脳の肥大を阻害することを意味した——、適應性の幅を狭め、雑食化への道を自ら塞いでしまった。⁽¹⁰¹⁾オランウータンに関しては、食性からみる限り、チンパンジーとあまり変わらないが、霊長類の特徴の一つである集団生活をして社会性が発達しているという特徴を欠いていること、即ち、単独生活者であるという点だけを指摘しておけば、ここでは十分であろう。

こうして、森からサバンナに進出したチンパンジーが我々の注目すべき問題として登場する。氷河時代の環境の大変動期に、適應力の弱い(小さい)ゴリラやオランウータンは上手く対応できなかったと考えられる。それに對して、チンパンジーは生活力が旺盛で、生息環境も、熱帯多雨林から、山地林、川辺林、疎開林やサバンナにも進出している。

元來は熱帯雨林の森林生活者であつたチンパンジーは、その食性に注目すると、(ガボンの森での調査によると) 果実食が中心であつて(六八パーセント)、葉食は僅かであるが(二八パーセント)、動物食が四パーセントを占めていることが特色として挙げられる。⁽¹⁰⁾ アリやシロアリなども動物食に含まれるが、さらに他の哺乳動物も含まれる。そのチンパンジーがサバンナに出ると、植物食が少なくなり、代わつて動物食が非常に増加することが注目される(タンザニア草地で四三・七パーセント)。サバンナに進出するためには、前に述べたように、その間に経由地点、拠点が必要であるが、川辺林や疎開林がその役割を果たした。チンパンジーは、たんばく質、炭水化物、脂肪などを豊富に含有するマメ類をよく食することが調査によつて明らかにされたが、マメ類は、森林からサバンナに到る途上に恵まれていた。そして、この食性の追加は重要な意味を有する。何となれば、「植物食から雑食へ向かう道筋の中で、その中間項として種子食がある」と看做し得るからである。⁽¹⁰⁾

さて、森で既に肉食も始めていたチンパンジーは、サバンナに出ても、もちろん、これを継続し、増大発達・加速させていった。⁽¹⁰⁾ そして、チンパンジーは、食物のレパートリーの広さにおいてのみならず、その狩猟方法においても注目すべきである。即ち、「協同作業」と「追跡捕獲」が見られる。⁽¹¹⁾

かくして、原初人類を生んだ母体となる類人猿はチンパンジー型のものでつたと考えられる。適応能力が強く、好奇心も強い、そうした中から、ヒト化への道を歩み進める我々の祖先、マンエイプは、どのようにして、人間・人類へ進化していったのだろうか。論述は、多少飛躍せざるを得ないが、我々は、これを次に「家族の誕生」という視点から考察することにしよう。

(6) 家族の誕生

ここまで我々は主に『人間の由来』に依拠して論述して来た。同書に拠って本項目を書き進める方法もあるが「そうすると、更に相当な紙幅を要することになるだろう」、幸い、河合博士自身による簡明な説明が別著『著作集第七巻』にあるので、両文献のうち主としてこれに拠り、纏めていくことにしよう。

地球上に現在約三〇〇〇の民族がいるというが、どの社会であれ、これを構成する基本的単位は家族である。一方、チンパンジーやゴリラなどの類人猿や、ヒト類、ニホンザルから原猿にいたるまでのサル類の社会の研究から判明したことは、サル類の社会には家族という社会集団はないということであった。現在地球上に生存している約四六〇〇種の哺乳類において、動物社会学の立場から検討すると、彼らの集団はやはり「家族」とは言えない。

「家族という社会集団をもつものは、哺乳類のなかでも人間だけだ、といってよい。」⁽¹⁴⁾
「家族という社会集団を形成した高等霊長類をヒトという。」⁽¹⁵⁾

そこで、当然、家族とは何か、という問い、乃至、家族の定義の問題が生まれる。河合博士は、霊長類学の立場、それも社会構造論から次の如く定義される。⁽¹⁶⁾

- (一) オイキアを構成する特定の雄・雌間の持続的な親和関係が社会的に承認されていること。
 - (二) 雄・雌間に経済的分業があること。
 - (三) インセスト・タブー（近親相姦がタブーとなっている）があること。
 - (四) オイキア間に外婚制（エクソガミー）があること。
 - (五) 複数のオイキアによつてコミュニティーが形成されること。
- この五つの条件を満たしたオイキアを、家族と名づける。⁽¹⁷⁾

この家族の定義に含まれるそれぞれの条件につき簡単な説明を与えておくと、(一)の条件は、家族の繁殖単位として必要条件である。(二)の条件は、家族が「子どもを育て保護するための社会的な器」であることから、雄と雌との間でそのための、詰り、食料の確保のためにそれ相応の役割分担が必要になる。主として、雄は狩猟、雌は採集活動であるが、「もちろん、二つの生計活動は確然と性別されているわけではなく、雄が狩猟の帰りに食料になる果実を採集するとか、雌が小動物を捕らえる行動があってもよい。」(三)の条件、即ち、家族内の性的秩序の安定のみならず、近親婚による遺伝的障害の回避とも密接に関連する。(四)の外婚制は、オイキア間に、雄或いは雌の交換がなされることであって、レヴィストロースの説とは反対に、「サル社会からの類推では、雌の交換に限る根拠はなく、雄の交換も等しく視野におさめる必要がある」という。又、オイキアは、相互に無関係に独立しては外敵に対して弱いため、防衛のために「オイキアどうしが協同」する必要がある。そして、(五)外婚制は、オイキア間の紐帯として作動することが期待されるが、「それらが相互に協同的な関係をもち、オイキア共同体ができるとき、コミュニティが形成されたとする」と言う。

河合博士は懇切丁寧に、この家族の定義の条件に関連させつつ、「サル社会に見る家族性」を解き明かす。先ず、ニホンザルなどの複数群は、(一)の条件を満たさないし、(二)の条件も満たしていない。(三)はその基礎はあると言える。(四)も外婚制への道が開かれてはいるものの、全体的に見ると、家族をつくるには遠い社会構造である。(五)については、群は縄張りをつくって対立するから、コミュニティは形成されていない。

テナガザルのオイキアは、厳密な一夫一妻制で(一)の条件は満たす。(二)については、積極的な分配行動が見られないから、この条件は満たされていない。(三)については結果的にインセストが回避されている。そのオイキアは厳重な縄張りをつくって拮抗的である。「テナガザル社会は、外見からいかに家族をつくっているよう

に見えるが、オイキアは、内容的に家族とはとうていいえない。⁽¹⁴⁾

狭鼻猿単層社会、類人猿社会、狹鼻猿重層社会の各種について上記五条件をどの程度満たしているか、また縄張り制など家族の発生に必要な諸条件を比べてみると、ゴリラ、チンパンジー、ボノボ、ゲラダヒヒとマントヒヒが高得点をとってはいるが、もう一步という地点でとどまっている。

家族の発生で興味があるのは、「父親とは何か」という問題である。父親は、社会的存在であり、社会的役割がある。⁽¹⁵⁾

〔一〕所属するオイキアを防衛する。〔二〕オイキアを維持するための経済活動をする。〔三〕子どもの養育にあたる。そして、この三つの役割を果たす雄を父親と名づける。⁽¹⁶⁾

ニホンザルの群には、種をつける性（雄）はいるが、父親はいない。テナガザルは、縄張り防衛にあたるのは雄であるから、〔一〕の条件は満たすが、〔二〕、〔三〕の条件を満たしていないが故に、雄のレベルにとどまっている。ゴリラは、子どもとよく遊びその面倒をよく見るので、〔三〕の条件は満たしているが、〔二〕の条件を全く満たしていない。⁽¹⁷⁾ かくして、

「サル社会には母親は存在するが父親はいない。父親が現出するのは、家族の発生と同期するということである。つまり、父親はヒト社会においてしか存在しない。」⁽¹⁸⁾

以上において、家族形成の要件とその説明を行った。家族が成立するためには高度な行動の発達——協同、分配と交換⁽¹⁹⁾、道具使用と製作⁽²⁰⁾、狩猟と肉食⁽²¹⁾——が必要である。更に、性の無季節性と開放化についての周到な考察がなされているが、そこで河合博士は「人間に性の季節がなくなったのは、基本的には家族の出現によってではな

いか、と私は考えている」⁽⁸⁴⁾と述べておられる。

さて、上述した条件が整ったからといって自動的に家族が成立するということでもない。それらの必要条件を背景に、直立二足歩行と言語の獲得が必要である。家族は創られた社会制度であるが故に、制度を創出するために、高次の文化的創造力と言語が必要である。⁽⁸⁵⁾

かくて、本章第一節で見た人類の誕生と家族の出現が切り離せない関係にあるとの結論と同じことを、我々はここで確認することになる。即ち、人間は「家族をもったサル」、より適切には「家族をもったヒト」であると。

第四章 家族をどう捉えるか（その二）——家族社会学の視点から

本章では、家族社会学が家族を考察するに際して我々に提供してくれる成果を確認していきたい。

第一節 家族に就いての注意事項

(1) 用語の確認——家族、家庭、世帯、家計（家政）

先ず、家族とその類似用語に就いての説明を施しておこう。それらの用語は家族、家庭、世帯、家計（家政）である。我が国の代表的家族社会学者である森岡清美博士（一九二三年―）による家族の定義は次の通りである。

「家族とは、少数の近親者を主要な構成員とし、成員相互の深い感情的なかわりあい⁽⁸³⁾で結ばれた、第一次的な福祉志向の集団である。」

この定義とほぼ同様の定義「執筆者は何れも森岡博士自身である。」を参考までに掲げておく。

「家族とは、夫婦・親子・きょうだいなど少数の近親者を主要な構成員とし、成員相互の深い感情的なかわりあい⁽⁸⁴⁾で結ばれた、第一次的な福祉志向の集団である。」

「家族とは、夫婦・親子・きょうだいなど少数の近親者を主要な構成員とし、成員相互の深い感情的なかわりあい⁽⁸⁵⁾で結ばれた、幸福 (well-being) 追求の集団である。」

森岡博士との共著もある望月嵩教授（一九三五年）によれば、「第一次的な福祉志向の集団」によって、家族が共同の生活を営む単位として多面的、包括的機能をもっていることを示している。そして、こうした家族と密接に関連しながら微妙にニュアンスの異なる幾つかの用語があるので、以下に掲げる。

世帯・元々は「所帯」（所帯もち、所帯道具、所帯じみる、所帯やつれ）という日常語に由来するが、家の崩壊過程を背景として、行政用語として成立した。住居の共同という側面に重点を置いて家族を捉えたもの。後、消費生活の単位という側面から「世帯」の語が利用される。

家庭・明治二十五年（一八九二年）創刊の『家庭雑誌』で説かれている家庭とは、「戸主によって率いられた家父長的な家ではなく、夫婦が心をひとつにして築きあげるもの」であった。⁽⁸⁶⁾ 現在では、家庭という言葉

葉は、「共同生活を展開する『場』を意味する」と言われる。⁽¹⁶⁾

家計・家族（多くの場合、住居を共同にする世帯）を単位とした収入と支出の総体。⁽¹⁷⁾

(2) 家族の類型と分類

第二注意事項は、家族の類型（家族制度）に関わる。そもそも家族制度は、様々な観点から分類することが可能であり、分類観点の違いに応じて分類内容は当然違ってくる。（1）配偶者の数に着目すれば、単婚制 monogamy（一夫一婦制）、複婚制 polygamy（これは更に、一夫多妻制 polygyny と一妻多父制 polyandry に区分される。）に大別される。（2）又、居住規則（rule of residence）に着目して、夫方居住制（patri-locality）、妻方居住制（matri-locality）、新居制（neo-locality）、選択居住制（biolocal residence）に区別することも出来る。しかし、家族の形成をどう捉えるかという視点から、「夫婦家族制（conjugal family system）」、「直系家族制（stem family system）」、「複合家族制（joint family system）」に区分するのが現在一般的である。⁽¹⁸⁾

(3) 家族と婚姻の叙述の先後問題

第三に我々の注意を惹くと思われるのは、家族を論ずる場合に、果して婚姻と家族の両者の何れを先に論ずるか、ということである。一見些細な問題に見えるようでもあるが、実際はどうなのであろうか。婚姻、家族の順で論ずるタイプとしては、容易に事例を挙げることが出来る。即ち、カトリック自然法論は必ずこの順で論を進めていくのである。ところが、逆の論述方法を採用する立場も確かに見受けられる。家族、婚姻の順で論ずる立場である。本章で紹介する社会学の文献の多く、そして前章で取り上げた自然人類学や霊長類学は、家族を優先的に取り上げる。

それぞれに十分な理由がありそうである。それにも出来れば注目したい。

第二節 家族機能の諸問題

さて、我々は、以下において、大橋薫教授（一九二二年¹⁵）の論文に依拠して、家族機能の諸問題を集団機能論の立場から概観してみたい。家族は集団の一形態であるからである。

(1) 集団機能論

集団機能とは、集団目標「集団構成員が有する特別の意図や目的」の達成を目指しての、集団成員個人々の役割行動の体系、と規定され得る。実際、集団が形成されるに当たって、何らの意図も目的も有しないなどということはありません。その「特別の意図や目的の達成」を固有機能（proper function）と呼ぶ。この固有機能を集団が果たし得るためには、当然それなりの条件の整備が求められるのであって、それを基礎機能（basic function）と呼ぶ。具体的には、集団それ自体の構造化、取り分けて、地位・役割関係の確定、並びに、固有機能遂行のための基礎的条件整備である。物的な活動拠点の確保・整備と経済的資源の獲得と処理とがそれに含まれる。集団が形成され、固有機能と基礎機能が確定されると、それらから派生してくる諸機能が見られる。それを副次機能（secondary function）と呼ぶ。これらの三機能は、言うまでも無く、相互に関連している。しかも、それら三機能は、二方向性において、詰り、対内的（或いは対構成員的）機能、及び、対外的（対社会的）機能という側面からも考察され得る。¹⁶

集団機能が遂行されるとは、具体的に言えば、集団成員がその地位に応じた役割行動を適切に果たす、ということに外ならない。そこで、地位及び役割について幾つかの問題が出て来る。役割は、必ずしも単独で遂行されるには限らないということ。複数員で遂行され、或いは分担される。又、担当者に変化が生じた時の「役割代替」とか、地位異動に伴う「役割交替」の問題がある。更に、役割行動の二重性、即ち、明示性と暗示性の問題がある。その外、役割行動が順調に、或は不調に、好首尾に、或は不首尾に進行するという問題がある。これを、役割行動の過程及び結果の“eu”と“mal or dis”の問題と呼ぶ。そして後者は、集団の機能障害、機能不全の問題として社会学的にも (mal or dis-function の問題として) 社会倫理的にも (social question, soziale Frage として) 極めて重要な研究領域を成す。⁽¹⁶⁾

集団機能を考える場合欠かし得ないもう一つの問題は、機能集団とニーズのそれである。集団機能とは、畢竟、集団全体の、そして集団成員個々人のニーズ「欲求、要求、必要性など」の統一体であり、集団成員の役割行動遂行によって、所期の目的を果たすからである。このニーズは、集団の種類や性質、そしてその規模に応じて様々であり得る。しかも、現代社会は、集団が相互に複合的に関連しあい、その上、複合機能 (multi-function) までも遂行するようになってきている。そうした中で、例えば、ニーズの分担率が低下することは、そのまま分量の低下減少を意味しない、という事態が生じている。これは、家族機能縮小論との関連で無視し難い意味をもってくる。⁽¹⁷⁾

【家族機能縮小論】

オグバーン William F. Ogburn (一八八六一一九五九年) は、産業化によって、家族で為される様々の機能が縮小したと論じた。以下に見る家族機能のうち、愛情機能以外の六機能は、企業や学校や政府といった専門制度体 institution に吸収されて、言い換えると、家族から奪われ失われ、残っていても弱まるという事態

に到った。

(2) 家族機能論

さて、以上の集団機能の一般論を下敷きにして、家族機能論を少し眺めてみよう。家族と呼ばれる小集団がそもそもその為に存在せしめられる固有機能とは、社会学的には、性愛機能と生殖・養育機能であるとされる。このこと自体に何らの異論はないであろう。養育機能には、乳幼児の躰け、即ち、基礎的な社会化が含まれる。性愛機能に対応する対社会機能は性愛統制機能であって、性愛生活の社会的統制と秩序の維持に役立つ。生殖・養育機能の対社会的な機能は、種族の保存であり、種の再生産である。⁽¹⁸⁾

この固有機能を果たすために要求せられる基礎機能としては、住居機能と経済機能が挙げられる。前者は、家族成員の生存生活を成り立たせる物的な拠点となる「住まい」に関わる。当然、自然条件や社会文化条件、歴史的条件などによっても実際の現われ方は異なつてこようが、我々一人一人の人間が安心して暮らせるためには欠かす得ないものである。経済機能としては、生産機能と消費機能が考えられる。前者は生活資源を獲得するための稼働であり、後者は獲得したその生活資源を家事担当者が中心となつて、他の家族性員と共に処理・分配・利用する作業である。この両機能は、夫々物的側面と経済的側面から家族成員の生活保障を行うことになる。また別の労働力という観点から見ると、経済機能は、稼働という点で労働力を社会的に提供することであり、居住機能は労働力再生産の場を提供することである。⁽¹⁹⁾

副次機能に就いてはどうだろう。大橋教授によれば、教育、保護、休息、娯楽、宗教という五つの機能が挙げられ、それに今後益々弱まつていくであろうと予測される地位付与機能が附加される。ここに言う教育機能は、固有

機能に見られた養育機能を更に発展させることで「より高度の社会化」を指す。又、保護機能としては、①疾病傷害からの家族員の予防と治療、②外敵や災害からの家族員の生命財産の保護がある。前者に就いては現在では、家族外での機能遂行が大いに見られるようになり（病院や診療所などの医療機関や設備）、又、後者に就いても警察制度や消防制度に依存する割合が高くなってきてはいるが、やはり第一次的には、そして長期的にも家族員による世話が様々な意味において重要であることには変わりがないであろう。次の休息機能、言い換えると、「安らぎ」の機能は、社会的緊張の強いられる現代社会においては、その心身の疲労を癒す働きとして重要である。娯楽機能は、従来地理空間的に非常に限定されていた娯楽欲求の充足の形態が、益々豊かになっていく社会思潮の環境下でその質量の増大と相俟って複雑多岐に及んでいる。宗教機能は、家族員の信仰の欲求を充足する機能である。世俗化する中で「科学技術偏重、経済至上主義、物質的富裕優先主義などの傾向」ともすれば軽視されるかに見えるものの、正月やお彼岸、お盆時の日本人の行動様式を見る限り、家族の宗教機能が衰えたとは言えない^⑩。

さて、これら副次機能を対外的機能の側面から眺めなおすと、教育機能は文化伝達の意味を有する。次に保護機能と休息機能は心理的・身体的な安定機能を、娯楽機能と宗教機能は精神的・文化的安定機能を果たしている、と考えられる。そして、結局それらは社会的安定機能を遂行している、という訳である。

大橋論文は、これに続き、家族機能と役割行動、家族機能の二面性、家族形態別にみた家族機能を論じている。実際、家族機能の一般理論を家族形態とクロスさせることによって、「経験的に考えられる家族形態別の家族機能の傾向」を推測することが出来ると考えられるからである。しかし、我々はその多くを割愛して幾つかの問題に言及するに止めたい。

第一は、家族機能の二面性（二重性）の問題、明示性と黙示性の問題である^⑪。これは固有機能、基礎機能、副次

機能の総てに多少なりとも関わるもので、特に乳幼児においては黙示性機能が大きい。

第二は、家族機能における“*cu*”又は“*mal or dis*”問題である⁽⁸⁾。家族内での役割期待と役割行動、及びその遂行状況とが、それを巡る価値観や感情の遣り取り取りとの関連でどのようであるか、という問題である。大局的には価値観の相違、局所的にも行動の役割期待からの逸脱度が家族機能の遂行を妨げ、感情的な葛藤を発生させる。所謂家族病理過程である。又、臨床心理学などの登場してくる場面である。

第三には、先に触れた家族機能縮小論と関わる⁽⁹⁾。果して、家族機能のニーズの充足が家庭外の諸機関諸施設に委譲されて、家庭内には余り残らないのだ、という考えは事実合致しているのだろうか。大橋教授の説明を借りると、家族の生活量（ニーズ）を戦前においては一〇〇、そのうちの六〇パーセントが家族内で充足されたとする。戦後のニーズは飛躍的に高まって二〇〇に達した。そのうちの四〇パーセントが家族内で充足されることを要請されるとしよう。すると、充足率では確かに減少はしているが、充足量は寧ろ増大している。これが「家族機能の相対的減少・絶対的増大論」の考え方である、という。

次に考えるべきは、家族形態別に見た家族機能の問題である⁽¹⁰⁾。家族形態としては、単独家族「二人暮らし世帯」、夫婦家族世帯「夫婦だけか夫婦と未婚子から成る世帯」、直系家族世帯「夫婦家族世帯に親が同居する世帯」、単親家族世帯「母子世帯か父子世帯、それに父・母の親が同居する世帯」、準家族世帯「兄弟姉妹、おじおば、甥姪、祖父母孫が同居する世帯」、擬似家族世帯「長年に亘り職場を共にした友人同士や同性愛者や施設住居者が作る世帯」の六つの類型が考えられる。最後の準家族世帯と擬似家族世帯は、現代社会を特徴付けるもので、無視できない。準家族世帯は、相互に血縁関係はあるが、「親子という家族本来の核」でないところに特徴が見られる。又、擬似家族世帯は、定義上は家族とはいえないが、「家族的雰囲気」のなかで、世帯生活を送ろうと努力している」と考えられるから、そのように命名

されたのである。^(四)

我々は、社会学的知見の成果を十分尊重して、家族の問題を考察することが必要であることを確信するものである。それと同時に、社会学的方法の特性を考慮に入れて、人間存在の全現実へ視線を向けなければならないだろう。

第五章 自然法と家族——伝統的自然法論の視点から

第一節 はじめに

第三章と第四章において、我々は、経験科学の二分野から、家族と呼ばれる集団が人間にとって如何なる意味をもそもも有するのか、という問題を考察してきた。この章では、伝統的自然法論がこの問題に対して如何なる態度をとっているか、何故そうなのか、それにはどのような利点なり意義が見出しうるのか、こうした問題を少し考えていきたい。

前章の始めの方で、三つほどの注意事項を掲げた時、第三注意事項として、家族を論ずる場合に、果して婚姻と家族の両者の何れを先に論ずるか、という問題があることを予告しておいた。この一見些細に思われる問題にも、それ相応の背景があることは、容易に想像がつくだろう。例えば、第三章で取り上げた自然人類学や霊長類学は、家族を優先的に取り上げる。それは、霊長類に属する我々人間類は、当然哺乳類に属するわけで、その哺乳類は、名前の通り、母子の強固な養育関係において生命を継承し続けている。しかし、その中でも人類のみが、遺伝子を

提供するという仕方では生物学的な意味での父であるに止まらず、社会学的な意味でも父であることによって人類が誕生した、と見るからである。この点を指して、河合雅雄博士は「家族をもった霊長類」ないしは「家族を持ったサル」として人間を捉えられたのであった。

それに対して、自然法論は、——そして、カトリック社会倫理学乃至倫理神学も——婚姻、家族の順で論ずる。それは、畢竟、家族を形成するに際しては、男女が一組の婚姻関係を結ぶことによって基盤となる人間の単位が成立するからである。しかも、その一組の男と女は、ともにベルソナであるという限り、掛け替えない存在者である、と看做されるからである。⁽¹⁵⁾

ここでは最小限なりとも、婚姻（結婚）について記載する必要がある。⁽¹⁶⁾婚姻とは、「男と女の合法的で、永続的な生活共同体にして性共同体」である。大事なことは、夫婦愛というものが、精神的愛と肉体的愛とが相互に浸透し合った愛（*geistige wie körperliche Liebe in gegenseitiger Durchdringung*）であるということである。実存的目的の個人的な側面から、婚姻の単一性と不可解消性⁽¹⁷⁾とが導出される。何となれば、婚姻における夫婦愛は、性衝動が利己主義に堕さない人格同士の全人格的相互愛である筈のものであるから。しかし、婚姻の単一性と不可解消性とは、その社会的目的によってより明瞭になる、詰り、子供の養育という目的によって。

第二節 「社会の細胞」としての家族

カトリックの著名な哲学者フルキエ Paul Foulquie は、「家族は人間の起源自体と分ち難いものであるから、すべての制度のなかで最も古い制度である。それはまた最も普遍的な制度でもある。家族ほどその構成員に深い刻印

を押す制度はない。しかし、それはまた、自己閉鎖への自然的傾向を最も強くもつ制度でもある。」⁽⁸⁾と言う。

カトリック教会の公式文書においても、「人間は国家よりも起源が古い」⁽⁹⁾とか、「家族は国家よりも起源が古い」⁽¹⁰⁾とか、或いは、家族を以て「社会の基礎（基盤、土台）」と明言されている。我が国の代表的倫理神学者である濱口吉隆教授（一九四六―二〇一五年）は、主著『結婚の神学と倫理』で次のように明言している。

「男性であれ女性であれ、人はそれぞれに自分の性に目覚めながら、自分の人生の伴侶を探し求めるものであるが、言葉だけでは表現できない自分の人格全体にかかわる性を表現する、自分に相対するあるいは対応する相手を探しているのである。……結婚に至る出会いは人格的に『あなた』と呼び合う二人の間の出来事であって、各人に備わっている性的要素に支えられているものである。……結婚生活において互いに与え合うという性的交換は、単なる生殖行為ではなく、互いに受容し合って生きる呼応関係であり、それによって二人は一体感を味わい、性と愛による『生の充実感』を体験することにもなるからである。そのような結婚生活においてこそ、夫婦の相互愛の次元と生殖の次元とが真の統合を得て、夫婦相互の人格形成と子供の教育という大切な責任を果たすことが期待されているのである。」⁽¹¹⁾

「キリスト教はいつの時代にも常に人間の性能力と結婚の正当性やその本質的な善性を擁護してきたのであるが、この公会議は、聖書の教えにみられるように、すべての人が神の賜物である性能力を正しく發揮して人格的な愛の交わりである結婚生活を営み、人間社会の基礎である『愛と命の親密な共同体』である家庭を築くように勧めている。人間の性は夫婦の人格的な相互愛のなかで真価が問われるものであり、夫婦は新たに生まれる子供の命を育むという使命を果たしながら、豊かな人格形成の最初の学び舎である家族共同体を営むことができるからである。神は結婚する人にも独身を生きる人にも独自の召命を生きるように招いておられ、人は各

自の生活様式においてその招きに応えて生きるという課題と責任を委ねられたのである。」⁽¹⁶⁾

メスナーもまた、家族を以て「社会の細胞」或いは「社会生活の細胞」と規定している。この「社会の細胞」として家族を把握するメスナーの見解を、自然法論からの考察を要録して行こう。

家族は、彼に依れば「両親とその子供達との共同体」である。先に見た「夫婦家族制」ないし「核家族」と符合するかに見えるこの捉え方は、一面では近代的な家族形態にだけ当てはまるに過ぎない、との批判があり得よう。そして言うまでもないことであるが、メスナーはそれを知らぬのではない。寧ろ人格として人間を捉える観点から、伝統的自然法論の観点から、上記の家族の定義を出した、と我々は理解すべきであろう。「両親と子供を結び付ける血の紐帯は、家族共同体内での諸傾動及び衝動の基礎を成しており、この故に、家族共同体の自然法的構造の根本法則「が存在すること」について何らの疑問を挟む余地がない。」⁽¹⁷⁾

家族の有する目的には三つがあり、日常生活に必要な肉体的・精神的諸財を家族成員に提供すること、子供を養育すること、社会の細胞となること、この三つである。家族は、こうした個人的・社会的生存目的に、要するにメスナー独自の用語を用いるならば、実存的諸目的に根基するものである以上、他の総ての社会形象に優位する。何となれば、「実存的諸目的とこれに基づいた使命と責任とが社会秩序及び法秩序の多元主義の内における共同体の地位を決定する」からである。こうした主張自体には、社会学者として何ら反論はないであろう。

秩序権力と家族の権威の問題として、家族法による、国家の両親の決定権への介入問題がある。これに就いては、C. フランツ Constantin Franz の次ぎの適切な見解を引用する。「これにつき、法律は様々な規定を設け得る。婚姻の本質と目的に合致し得るのであれば総て許容され得る。婚姻の本質を純粹に維持し、又はその目的を保障す

るのに有益なものとは総て称賛されるべきである。これに反し、婚姻の本質に悖り、その目的を危殆化するものは許容されない。」⁽⁸⁸⁾かくして、我々は婚姻の本質と制度をも視野に保持しておかなくてはならない。これに就いては既に述べた。また今は指摘するに止めざるを得ないが、社会学者山根常男氏（一九一七—二〇〇七年）の業績は、我々自然法論の立場とは相当異なるが、注目されるべきであろう。⁽⁸⁹⁾

家族に関しては、生活共同体、経済共同体、教育共同体等、様々な機能側面から考察することが可能であつて、それぞれに大きな意味を有することは言うまでもない。又、それらについて簡単にはあるが、そして必ずしも自然法論の立場からという訳ではないものの、集団機能論という立場から家族機能を眺めてみた。ここでは特に「社会の細胞」という観点から、もう少し論及しておこうと思う。

家族は、メスナーに言わせれば、三つの意味において社会の細胞である。第一に生物学的意味において、第二に道徳的意味において、第三に文化的意味において。生物学的意味における「社会細胞」については、いまさら説明を要しまい。夫婦の数が十分な割合に存し、多産である場合に社会の人口が維持ないし再生されるからである。人間は、家族関係の中で成長することを通じて、社会的徳の重要なものを、即ち、隣人愛と正義とを学ぶのである。

「それに、正しい服従と正しい命令という、次ぎに重要な二つの社会的徳が付け加わる。正しい服従は、倫理的神与の権力としての權威を前提し、正しい命令は、命令を受ける者の福祉のために權威が与えられているのだという意識を前提している。」⁽⁹⁰⁾

家族が、文化的観点から見て、社会の細胞であるということ。「文化の高さを決定する諸価値、即ち、生命の形成力としての倫理的・精神的諸価値の尊重への最重要な推進力は、家族の衰退と共に消滅する。」⁽⁹¹⁾これは文化法則

と呼ぶものである。また、次の発言も、それ自体では異論の余地なきものと思われる。即ち、「或る社会の状態を正しく判断しようとする者は、医者が先ず患者の脈をとるように、家族を診なければならぬ。」⁽¹⁷⁾

第三節 自然法の作動の場としての家族の根源的意味

ここで、家族が何故伝統的自然法論において殊更に重要な位置を与えられているのか、その一つの利点について次に見ておきたい。それは、自然法がそこに於いて作動し、内容を充たされたものとして習得される場としての家族共同生活の有する意義を重視するからに外ならない。言い換えると、自然法の存在と認識にとつて、家族という人間の原社会が格別な意味を有するからである。

既に述べたことであるが、人間は、根源的にそして真つ先に、家族的存在である。人間は、他のあらゆる生き物同様、自己実現、自己の存在充足を求めてやまない。自己の存在充足を果たすとは、最も重要な肉体的・精神的諸要求を満足させると共に、自己の素質を現実化することである。そして、人間はそうした根本諸要求を充足し、十全な実存を獲得するために、しかも他の動物（霊長類）と比べても、はるかに長期に亘つて家族共同体に依存した存在である。詰り、「人間の自然本性そのものが、総ての者に人間的実存を可能ならしめる家族共同体の秩序へと「人間を」押し遣るのである。」⁽¹⁸⁾そして、家族の中で人間は、家族の全成員が自己実現を目指して生活する中で、自己の態度や精神や人格を具体的に形成しつつ、同時に、全家族員を拘束する行為類型が形成され存在していることを洞見する「これを、周知の如く、人格形成とか社会化とか、文化化、人間形成、などと呼ぶことがある。」。人間の自然本性に内在する「幸福傾動」Glückstrieb⁽¹⁹⁾は、社会集団内で、ことに「家族共同体内で」、何が客観的に正し

く何がそうでないかという点での認識を人間の恣意に委ねないのである。かくして、人間本性の自然法則及び自然法の作用様態において、「価値経験と存在経験、原理洞察と存在洞察とが、根源において不可分に結合しており、従つて、自然法則は、その存在論的・客観的側面においても心理学的・主観的側面におけると同様、その始原から作動している」という訳である。

メスナーは、自然法（則）及びその原理の認識の問題を、現実在即して存在論的に探求する道を選んだ。その基本的態度は、「*Omnis cognitio incipit a sensibus.*」即ち、総ての認識は感覚から始まる、であつて、これは、通常理論的認識の領域で承認されるのであるが、それに止まらず、メスナーによつて、実践的認識においても妥当しているのだ、と主張されたのである。なぜこれが目新しく有意味であるのか。それは、一方で普遍的妥当性を要求する代償として実質的内容を放棄してしまい形式性のみ注目する形式主義にも、他方で何らかの心理的事実に実質的価値（当為）を還元してしまう自然主義にも陥らずに、正しい中庸の現実的な道の探求を可能にする、と期待されるからである。

ところで、倫理的・法的基本諸原理（自然法則と自然法の諸原理）は、メスナーによつて「アプリオリな綜合判断」と特徴付けられた。彼は、自然法の細則にまでも及ぶ自然法典は固より言うに及ばず、その諸原理についてさえ、「生得説」を斥ける徹底振りである。「生得的」*angeboren*なるものは、「諸原理認識への素質上の能力」である。⁽¹⁶⁾「こうした」最も一般的な倫理的・法的真理への「洞察は、生得的ではなく（*nicht angeboren*）、獲得的（*erworben*）」である。生得的であるのは、こうした洞察（認識）への素質的能力（*Anlage*）のみである。然しながら、最も一般的な倫理的真理は、ひとたび認識されると、外的経験によつて獲得されたというその獲得態様とは無関係に、十分発達した理性によつて、それ自身において明白で且つ必然的に妥当するもの（*iii*）

sich gewiß und notwendig gültig) と理解されるのである。⁽¹⁷⁾」

黄金律を始めとする倫理及び法の諸原理は、なるほど、外的経験（個人にとっても集団にとっても、従って、歴史的経験とも言い換えられる。）に制約されてはいるが、具体的には、人間が家族共同体の中で人間の実存を獲得することが可能になるような生存秩序の基本的諸原理として、各人によって直接に体得されるのである（外的経験に対して内的経験）。従って、それらは決して無内容ではありえない。故に、総合的な性質のものである。しかも、それら諸原理は、なるほど理性が生来的に所有するものではないが、一旦認識されると「熟慮する理性にとっては直接的に明白になり、必然的に且つ普遍的に妥当する点で明白であるので、先天的性格を有する。」⁽¹⁸⁾かくして、自然法原理は、カントとは違った意味で „synthetische Urteile a priori“、即ち、「先天的総合判断」である、と言われる。それらは、確かに、 „unmittelbar einsichtige Wahrheiten auf Grund von Erfahrung und einfacher Vernunftüberlegung“（経験と簡単な理性の考量に根基する直接的に明白な（洞見的）真理）なのである。

結 論

第一章で、我々は自然法を理解するに際して基礎的で弁えておくべき幾つかの論点を取り上げて、これに最小限の説明を施した。我が国では現在でも尚依然として、自然法についての吟味を經ていない先入主が文字通り無反省に通用しているかに見えるからである。煩を厭わず論じた次第である。⁽¹⁹⁾

第二章で我々は、トミスムとは無関係の教育学者門脇教授によって、通常解される消極的な意味合いの濃厚な

「社会化」（これを教授は「社会性」と呼ぶ）と区別される能動的で積極的な意味を有する「社会力」に関する創見——例えば、社会力の基盤をなすものに「他者を認識する能力」と「他者への共感能力ないし感情移入能力」があるという主張や、社会的凝縮力とも呼ばれ得る社会力の衰退が投げかける問題の指摘——を紹介して論じた。それは基本的に首肯できるものであった。人間存在の現実を見つめたところから発想していたからに違いない。メスナーは、門協のいう「社会力」に相当する概念として、*„Vergesellschaftung“* を、少なくとも一九六六年には明確に意識して用いていた。これは文献で文字通り裏付けできる事実である。しかし、実質的内容は、一九五二年出版の『人間の実存における諸矛盾』において既に論じてあった⁽⁸⁾。又、国家をその存在理由である国家的共同善から理解し直すトマス主義自然法論の基本的なものの見方を紹介しておいたが、そこにおいては、公共善は各個々人の人格完成に究極的に秩序付けられねばならないこと、それに奉仕すべきものという揺るぎない主張が、補完性の原理などにも触れつつ展開された。

ところで、メスナー自身は、「倫理学の危機」の時代に、そしてある意味でキリスト教徒の教会離れが見られるようになった社会状況の中で、しかも、ただキリスト教徒のみを語り掛けるべき相手とするのではなく、「善意のすべての人々」に向けて、従来の大陸合理主義的な著述スタイルから英米流の帰納的な論述スタイルを採用して、なるべく多くの心ある読者に語り掛けようという一大決意をして、それを自分に課せられた生涯の使命と位置付けた。その成果が、あの膨大な著作、とりわけて主著『自然法』と『文化倫理学』となつて世に問われたのであったが、既にその中で、例えば、我が国で十数年は遅れてブームとなつた分析哲学系の文献を渉獵し、他方では文化相対主義的な著作にも目を通して、その批判的取り組みが論述にきちんと織り込んである。そのメスナーの基本姿勢を引き継ぎたいものだという想いから、私は、本稿では、思い切つて第三章で自然人類学や動物生態学の諸成果、

及び第四章で家族社会学の然るべき文献を取り上げて、微力ながら、この方面で一歩でも前進したいと考えて、これを試みた。

さて、我が国の代表的トミスト経済学者である野尻武敏博士（一九二四年）が平明に書いた書物『長寿社会を生きる——美しく老いるために——』の中に人間における大切なことどもを深く想起させてくれる示唆がふんだんに埋め込まれている。ここでは家族・家庭に関連する記述の内容を紹介しておこうと思う。ここでは日本の高年齢者の生きがいに関する意識調査を手掛かりに論が展開されている⁽⁸⁾。アンケート調査には様々な要因が絡んでいることだし、そこから「在るべき姿」は得られない。そこで野尻博士は、「人を動かす動機づけの面から、人々の生活にハリを与え生きがいを与えるものを類別してみる方法」を採用し、三種のもの——楽しみ、喜び、安らぎや感動——を区別する。大意を再現するならば、以下のようになるうか。

楽しみには種々様々なものが含まれるが、それは生活に変化を与え、リズムを与える。楽しみない生活など、凡俗は言うまでもなく、聖人君子にも考えられないことだろう。しかし、レジャーを始めとする楽しみは感覚的なものであり、「感覚的な楽しみは、欲望の体系に属し、この体系のもつ宿命を免れることはできない。」否、それだけに止まりはしない。「楽しみを追うとなると絶えず繰り返していかねばならなくなるが、繰り返していくと、こんどは刺激が少なくなる。経済学に限界効用逓減の法則というのがあるが、楽しみも逓減の法則に従う。」「なにをしてみても刺激がなくなってくると、こんどは楽しみを人為的に造り出そうともなっていく。麻薬が典型的である。」これは人格の破綻、人間の破壊につながる⁽⁹⁾。

趣味に打ち込み、教養を深め、スポーツに精を出すことからは、楽しみとは区別される喜びが得られる。レジャー

に比べてみると、こちらはそれほどカネがかからない。茶道や華道や書道を嗜む者には自明であろうが、「喜びは楽しみと違って精神的な要素をもつ。」精神の体系に属するが故に、喜びは、欲望の体系のもつ宿命をも免れることになる。詰り、この喜びを求める生活態度は、単に受け身ではなく、能動的、主体的な営みとなる。その喜びは、持続する。後に深まる。やればやるほど、打ち込めば打ち込むほど、その喜びは高まっていく。「これは、手芸でも書道でもスポーツでも、それに打ち込んだ人なら誰でも経験することである。つまり、喜びは通滅ではなく通増する。」その世界は、奥が深い。「この世界は、喜びを深めながら、生涯やりぬいていける世界、それだけに絶えず人生にハリを与えそのハリを深めていける世界となるはずである。」⁽⁸⁾

もう一つ高次のものがある。それは、安らぎや感動、いわば「涙の世界」だと、野尻博士は言う。

「安らぎや感動は、自分のため、自分の利益のために、やっているかぎりは、開かれてこないように思われる。それは、広義の他者のためにするときには、あるいは他者とのかわりにおいてしか、開かれてはこないようである。これには、さらに二つの世界を区別できる。一つは宗教、もうひとつは対人関係である。」⁽⁹⁾

前者について、宗教いろいろあれども、共通項がある。それは「自己をこえる世界をもっていること」だと博士は喝破する。宗教との関連でいえば、我が国では、宗教をもつ人、もたない人がいる。しかし、宗教を信じていない人であっても、「安らぎや感動に関連して、どんな人でも例外なくもっているものがある。人と人との交わりである。」画然と分別してしまうのは問題があるが、⁽¹⁰⁾ テンニスが立てた区別、即ち、ゲゼルシャフトとゲマインシャフトの区別を借用するならば、算盤ずくの交わりのゲゼルシャフトにおいては、安らぎよりはストレスが溜まる。これに対して、「多くの家庭が典型的にそうであるように、利害打算をこえたゲマインシャフト的な関係のなかで、人は心に安らぎを感じる。感動もそうした関係からしか生まれてこない。」⁽¹¹⁾

先に家計という用語を見たが「第四章冒頭」、家計は何よりも、「自分一人では、生産過程・消費過程・交換過程の循環を展開できない人たちを家族という集団に組み込むことによつて、生活を成立させるところに生まれる経済活動」である。子どもや高齢者が生活を保証される点に家計の本来の意味が見出されよう。そしてその実現のためには、原始社会であれ、未開社会であれ、資本主義社会であれ、共同生活を営む単位である家族内において自力で生産に当り、交換を行い、消費する者は、そうした活動が十分に或いは全く出来ない者の為に、生産物や収入を独占することなく、家族成員のために供出する必要があつたし、現に今でもある。この供託、プーリングは、所得プーリング、資金プーリング、労働力プーリング等の形態を取り、家族の資源となる。望月教授によれば、家計におけるプーリングは、三つの機能を有する⁽¹⁰⁾。第一は、「貯蔵性」である。第二は、「危険分散性」機能である。保険に類似はしているが、「保険が拠出額に見合つた保障がなされるだけであるのに対して、家計のプーリングでは、拠出や負担に関係なく必要な配分がなされる。」第三は、家族の凝集性を高める「統合」機能である。単なる打算を超えたプーリングの家族内での配分は、成員が相互に相補的關係にあることを認識することに確かに資することであるろう。

家事労働に関して、望月教授が、何故それは無償なのであろうか、とある意味で見落とされがちな「何故なら、経済学では(？)財生産に換算したら如何程になるか、というGNPないしGDPの問題にしてしまふか、或いは、(それ自体は言うまでもなく正当なことであるが)女性の労働を正当に評価すべきことを主張する立場から賃労働評価をすることが正当であるように思われる昨今のことであるから」問を発せられ、それを困難な問であるとしながらも、四項目を挙げた後、段落を改めて次ぎの如く纏めておられる。

「……家事労働は経済的視点からとらえられない性格をもっているということが出来る。人間はすべてなんらかの見返りや報酬をあてにするのではなく、自分が利益を得るところか損をすることがわかっていても、他者のために働くことができる存在である。こうした人間性を無視して、すべて経済的尺度で人間の行動を押し量ろうとすることが問題かもしれない。……経済的な市場的価値以外にも重要な価値尺度があり、その価値を再評価することが、われわれの課題であるといってもよい。家事労働は、犠牲になってしななければならない Domestic Laborではなく、自己の創造性を活用することができる Housework という側面ももっているといえよう。」⁽⁹⁾

極めて重要な指摘であると言わねばならない。そして実に興味深いことであるが、こうした趣旨で、ヨハネス・メスナーは、人間が幸福を希求して実現していく上で重視されるべき諸条件を多面的に考察する中で、或いは聖書「箴言」から有能な妻の話の意味深い引用を行い、或いは又、一般的な意味での主婦の働きを論じている。⁽¹⁰⁾

上の望月教授の引用文で語られている内容を、もう少し倫理学的・人間学的な観点からメスナーは次のように語っている。

「人間の課題は、最高の自己において自己充足を図ることであり、それこそが人間の創造的な、然り、すこぶる創造的な課題であるのだ、と言うと、多くの人々が驚くことであろう。……何となれば、そうした自己充足の創造的課題は厳しい努力を要求するし、この課題は安直な満足で報われることなどないからである。正反対である。自己放下（自己放棄） Selbstensagung を求める。」⁽¹¹⁾

人間の最も人間らしい、そして貴い生存様式は、単なる利害打算、或いは、互酬性で片付けられない、人格的な交わりにおいて遂行されていくものである。そうした基礎的条件と環境と堅固な場を提供するのは、人類の歴史を通

覧してみても、家族のほかにはない。本稿でその成果に多くを学んできた河合雅雄博士の著作から、一段落を引用しておきたい。

「家族の問題と言うのは、話せば問題が深いのですけれども、とにかく結論だけを繰り返しますと、社会を構成する単位集団として家族をもっているのは人類だけだということです。それだけに私たちは家族というものを、ほんとうに大事にしていかなきゃならないと思います。それは人間社会を支えているいちばんの基礎だということであります。」⁽¹⁶⁾

私は本稿において、人間の全存在、本性の十全な展開にとって家族が有する決定的な意義の解明に、教育学、自然人類学、(家族)社会学の成果を尊重し、これを考察に活用しながら、しかし、やはり基本的には自然法論的人間理解・世界理解に依拠しつつ取り組んで来た。⁽¹⁸⁾

註

- (1) 凡そ四十年振りに國弘正雄先生の著書を読んでみたが〔英語の話しかた——国際英語のすすめ「新版」〕サイマル出版会、一九八四年。残念ながら、一九七〇年出版の初版本は手元にない。声楽指導をして頂いた先生にお礼に差し上げた。)、要点だけは今でも鮮明に刻印されていることを確認した。只管朗読、只管筆写。愚直に実践し続けた。講座の外国人ゲストは、確か Richard Freeman 先生だったと思う。他に、ミシガン大学留学帰りで構造言語学の pattern practice を導入され講座で学習内容に活用された安田一郎先生と M. J. Ash 先生〔ラジオ統基礎英語〕ラッシュ先生のクリスマス・ソングが素晴らしく、アンコールで翌日も歌われた。)、早川東三先生と Heinz Steinberg 先生 (TV「やさしいドイツ語」、平尾浩三先生〔ラジオドイツ語入門・入門編〕、Think in English を説き続けられた松本亨先生と Helen Mageau 先生

〔ラジオ英語会話〕、どれもこれも、中学二年生のときに、夢中になって取り組み始めた語学番組である。当時は、往復ハガキに添削用シールを添付して実施される月末添削問題があり、とくに平尾先生からの返信には添え書きまであり、感激したものだ。早川先生も、私の如き田舎の生徒からの質問に懇切丁寧なご回答を寄せて下さり、今でも大切に秘蔵されている。こうした無心の取り組みが今の研究者としての私を大いに支えてくれたことを思うと、先生方に対する感謝の念を改めて深くすると同時に、人生における機縁の不思議を感じずにはおれない。

(2) 拙著『ヨハネス・メスナーの自然法思想』随所、特に「終章 伝統的自然法論の精華」、就中三〇八、三一―一頁の引用文を参照されたい。

(3) 拙著『ヨハネス・メスナーの自然法思想』第一章。ここでは、更に、哲学的自然法論と神学的自然法論の区別をも論じている。本稿では、この問題に就いては、論述を省略した。

(4) そして、この問題提起を真剣に受け止めて、宗岡嗣郎博士の一連の研究が遂行されている。

(5) この問題の指摘と意義を提示した先駆者として、水波朗、ホセ・ヨンバルト、三島淑臣がいる。ここでは、三島（第二章 自然法論「二六頁」）の次の簡潔な一文を引用しておく。「自然法論とは、一般に、自然法もしくはそれと本質的に同類のものの存在を認め、それについて人間が認識すること——少なくとも認識的接近をなすこと——が可能かつ必要であると主張する理論的立場ないし思考態度である。」尚、拙稿「メスナーの伝統的自然法論」『社会と倫理』第三十号、二〇―一五頁、特に「初めに」及び第一章を参照されたい。

(6) 尤も、これとても先入見に囚われていれば、何か権利獲得のための意識的、利害関係的、政治的政争の結果に過ぎぬものであって、何らそれ以前に厳然として存在したのだ、とは認めない多くの論者が後を絶たないとは予想されるが。プライバシーの権利についての先駆的な重要文献として、伊藤正己『プライバシーの権利』（岩波書店）がある。宗岡博士は、

「あらたな権利」は本来的には「あらたな権利の発見」と表現されるべきという。「大切なことは『あらたな権利の発見がありうる』ということの意味をあらためて認識することだろう。このことは、実は、ある時点において実存の利益を保障していた実定法規が他の時点において実存の利益を侵害するものに変化しうるということを示しているのである。実定刑罰法規が倫理的形成機能をもつのが考察の対象となる場合、単に『国民の行動パターンの変更』の有無というところに矮小化されてはならないことを確認しておくべきであろう。実定刑法はけっして『ソーシャル・コントロール』の手段ではありえないのである。」(『法と実存』一六八頁)

(7) 拙著『ヨハネス・メスナーの自然法思想』第一章第三節(八五―九二頁)でも論じておいた。

(8) 三島『法思想史』二二八頁。

(9) 三島「第二章 自然法論」二九―三〇頁。

(10) 三島「第二章 自然法論」三二頁。

(11) 三島「第二章 自然法論」三五―三九頁。

(12) 三島『法思想史』二二八頁。山田晟博士の名著の誉れ高い『法學』(東京大学出版会)もその例に漏れず、曖昧な記述になっている。

(13) 三島『法思想史』九一頁。

(14) メスナーが自然法が存在を自然法的作用様態から考察すべきこの重要性を、晩年にことのほか重視強調したことについて、拙著『ヨハネス・メスナーの自然法思想』五五頁註(42)、八六―八七、三〇八頁を参照されたい。

(15) „Natura enim uniuscuiusque rei ex eius operatione ostenditur.“ (*Summa Theologiae*, I, Q.176, art.1.)

(16) Jacques Maritain, *Three Reformers*, 1970, pp.53ff.

- (17) この問題点については、宗岡嗣郎『法と実存』第一章、特に一〇頁以下の論述が有益かつ明快である。特に、一六頁を参照。
- (18) 人間を「理性的動物」animal rationaleと定義する従来の見解を否定する趣旨ではないが、メスナーはより現実に即した「文化的存在」Kulturwesenと人間を規定する（J. Messner, *Kulturrethik*, Kap.68(S.336-344), bes. S.342.）。そして、これは人間の「創造的本性」と緊密に関係する。J. Messner, *Johannes Messner Ausgewählte Werke*. Band 4: *Widersprüche in der menschlichen Existenz*, S.116-129.
- (19) Hideshi Yamada, „Kultur als Gemeinwohl und Gemeinwohl als Kultur“, in : Verein zur Förderung der Psychologischen Menschenkenntnis (Hrsg.), *Bonum commune - Ethik in Gesellschaft und Politik*. Zürich 1999, S.45-51.
- (20) Thomas Aquinas, *Summa Theologiae*, I-II, Qu.90, art.2; II-II, Qu.65, art.2. Zur Bezeichnung „vollkommene Gesellschaft“ siehe Karl-Heinz Peschke, *Christliche Ethik. Spezielle Moralthologie*, S.630f.
- (21) J. Messner, *Das Naturrecht*, S.181, 183, 216f., 725, 727, 777ff.
- (22) 加藤新平『法哲学概論』も、トニーストとは異なる立場から、徹底した思索の末にはほぼ同じ見解を提示している。
- (23) J. Messner, *Kulturrethik*, S.152.
- (24) J. Messner, *Das Naturrecht*, S.34. 『自然法』一七一一八頁。
- (25) 但し、ここに言う「理性」は、前述した所から充分予想されるように、デカルト的な天使的理性ではない。のみならず、意識化的・対象化的・概念的に認識する理性に限定されず、より広く深く本性と融合したまままでの前意識化的・非対象化的・前概念的に認識する理性をも含む。尚、傾動素質は、完全に一致する訳ではないが、例えば、孟子における四端

(惻隱の心、羞惡の心、辭讓の心、是非の心)のようなもので、それが充分發揮されて成長すれば、やがて四徳(仁、義、禮、智)が生ずるようなものである。拙稿「孟子、共同善、洞見知」四五―五三頁。

- (26) このメスナー流の説明は、同じカトリック自然法論者の間においても、しばしば誤解された。例えば、同じオーストリアの自然法論者であるシュメルツによってもそうであった。拙著『ヨハネス・メスナーの自然法思想』二二八―二二九、特に二二二頁。

- (27) 詳細は、拙著『ヨハネス・メスナーの自然法思想』二二二頁以下、及び、J. Messner, *Kulturrecht*, S.157. J. Messner, *Das Naturrecht*, S.42. 『自然法』二七頁を参照された。 Rudolf Weiler, Die „existentiellen Zwecke“ im Verständnis von Johannes Messner, in: V. Zsifkovits u. R. Weiler (Hg.), *Erfahrungsbezogene Ethik*, Berlin 1981.

- (28) J. Messner, *Das Naturrecht*, S.55. 『自然法』三九頁

- (29) 拙著『ヨハネス・メスナーの自然法思想』第一章第四節(九三―一二頁)、特に、一〇七頁以下を参照されたい。

- (30) 近年の研究によれば、(1)ゲルマン時代に「法の発見」や「判決の発見」という語はみられないこと、(2)「判決」、「判決する」という語が史料上出現するのは八〇〇年よりも少し前であること、(3)その際「判決は^{ius}に従って発見された」という形で史料に出現するが、(4)この場合の ^{ius} は客観的・抽象的な法を指しておらず、「発見された」のは「判決そのもの」(判決発見の正しいやり方ないし手続)だったとされるとの由である。K・クレッシェル(石川武訳)『ゲルマン法の虚像と実像』創文社、「三『法発見』——或る近代的觀念の中世的基礎」一〇五頁以下。本註記は、苑田亜矢准教授の御教示による。

- (31) Thomas Aquinas, *Summa Theologiae*, I-II, Qu.90, art.4.

- (32) 星野英一『民法のすすめ』第二章。星野教授は、「法」と「法律」の区別の根拠を、語源の側面からと、理論上の便宜とい

う側面から、説く。前者に関連して、近代法学に至って「法」と「法律」との同一視という事態が生じた。かくして、「法」は、「発見されるもの」から「作られるもの」という観念へ移行する。そして、これは国家主権の概念の確立と表裏一体をなす。そこでは、主権者によって作られた法、語り、「法律」のみが「法」であるということになる。その実、近代に特有の歴史的相対的な見方に過ぎないことが、説かれている（一五―二二頁）。小山昇『民事訴訟法「新版」』の「まえがき」（三一―五頁）では、「条文」と「それにより表現されたもの」とが区別されるべきことが指摘され推奨されている。本文でいう「法律」と「法」の区別に相当する。そして、この表現されたもの、即ち、法がどういうものであるかを知る作業、これを法の「解釈」と呼ぶ。「法は人の具体的共生状態において存するものであるから、そのような具体の事実と密着している。ところが法典の条文はいくつかの具体的な事実を抽象的な型の中におさめて、この型に密着して語っている。つまり、条文の法は現実の法よりも抽象度が高い。他方において、条文の法はある時点において立法機関がこれが法であるとして定立したものをその内容とするものである。しかし、現実の法は時とともに変化するものである。／抽象度のより高い条文を解釈して抽象度のより低い現実に即した法の規定を認識するという作業は、抽象度が高いがゆえにいくつかの解釈が可能であるところを、現実即して法を認識することによって、その可能なことのなかから一つをきめることであることになる。」

(33) 小嶋和司『憲法学講話』第一講、及び、第二講を参照されたい。

(34) それ故に、個人的存在側面のみを過度に強調して社会的存在側面及びその展開である社会並びに共同体の独自性を否定する見解も、個人を社会的諸関係に解消して社会並びに共同体を過度に強調して実体視する見解も、双方ともに人間存在の全現実を見損なっていると私は考える。

(35) J. Messner, *Das Naturrecht*, S. 150. 『自然法』一五八頁。

- (36) J. Messner, *Widersprüche in der menschlichen Existenz*, S.253-295.
- (37) J. Messner, *Das Naturrecht*, S. 156. 『自然法』一六六頁。
- (38) 拙稿「ロールズ正義論と伝統的自然法論」『社会と倫理』第十九号、二〇〇六年、五九一七二頁。
- (39) 安田三郎編著『基礎社会学 第一巻…社会的行為』内の安田教授執筆箇所「第一章 行為の構造、第二章 行為者としての個人、第三章 行動文化」を参照されたい。尚、拙著『ヨハネス・メスナーの自然法思想』一九二頁以下の批判的記述をも併せて参照されたい。
- (40) 尤も、数少ない用例として、メスナー自身が「社会化」ないし「国有化」という意味で *Vergesellschaftung* を用いている箇所が確認できない訳ではない。それは、*Rerum novarum* に関連する文脈で大凡次のように語られている。「ところで、労働者問題解決を図るためには、生産手段に対する特別所有権の制度的承認が不可欠であり、従って、社会主義の主張とは反対に、特別所有権の社会化乃至国有化は賃金労働者を害することになる。そればかりか、天賦の権利をも侵害する (RN.4, 5, 35)。要するに、社会化 *Vergesellschaftung* は、労働者から財産形成の可能性を奪い、相続可能な財産を通じての将来への家族の備えを家族から奪つものではないか。」(J. Messner, *Die Magna Charta der Sozialordnung*, S.9)。
- (41) 方法的な自覚をかなり強く有する Ludwig von Wiese フォン・ヴィーゼを論じるなかで、メスナーは次のように語っている。「我々は、以下の諸章において、社会はなるほど全体 (的なもの) *Ganzheit* であるが、だからといって実体 *Substanz* ではないことを、そして同様に社会的形象態は現実に固有な存在 *wirkliches Eigensein* を有しており、それ故に『虚構』*Fiktion* でないことを、示したいと考えている。フォン・ヴィーゼに関する我々の否定的な評価は、彼自身によって主張された経験科学としての社会学の方法論上の厳密さに反する限界超越に向けられているのであって、この領域で彼の研究と労苦の豊かな収穫に向けられているのではない。」(J. Messner, *Das Naturrecht*, S. 174f. 『自然法』一八四頁。)

- (42) 門脇厚司『子どもの社会力』六一頁。
- (43) J. Messner, *Das Naturrecht*, S.529 – 546. 『自然法』五五九–五七六頁。この箇所の長い論述は、一九六六年刊行の第五版で初めて登場した。
- (44) 門脇『子どもの社会力』六四頁。
- (45) 門脇『子どもの社会力』六四頁。
- (46) 門脇『子どもの社会力』六八頁。
- (47) 門脇『子どもの社会力』七〇頁。
- (48) 矢部貞二『政治学』一七頁。
- (49) 矢部『政治学』一八頁。
- (50) 矢部『政治学』四八頁。
- (51) 矢部貞二『政治学入門』一六頁。
- (52) J. Messner, *Das Naturrecht*, S.841. 『自然法』八九二頁。
- (53) Franz Martin Schmölz, *Staatsethik oder politische Ethik*, bes. S.216.
- (54) J. Messner, *Das Naturrecht*, S.664. 『自然法』七〇二頁。訳文はメスナーによる独訳から。原英文は次の通り。“The coexistence of several nations under the same state is a test as well as the best security of its freedom. It is also one of the chief instruments of civilization; and, as such, it is in the natural and providential order, and indicates a state of greater advancement than the national unity which is the ideal of modern liberalism.”
- (55) 拙稿「共同善と補充性原理——伝統的自然法論の立場から——」『社会と倫理』第二十号。

(56) „Wir können daher definieren: Der Staat ist die mit höchster Herrschaftsgewalt ausgestattete Gesellschaft eines auf bestimmten Gebiete selbsthaften Volkes zur allseitigen Begründung seines Gemeinwohls.“ (J. Messner, *Das Naturrecht*, S.727. 『自然法』七六三頁。)

(57) その浩瀚な体系書『法哲学概論』(三〇六頁)において、加藤新平博士は、「法の暫定的な定義」として次のように定式化した。

「法は全体社会を基盤として存立し、正義実現の要求のもとにたつ所の、強要的、外面的、一般的な社会規範であつて、典型的には、その全体社会における組織的強制——或いは少なくともその萌芽形態としての、社会的に是認された一定の定型的強制——を、その効力保障手段としてもつ所のものである。」

上記の定義から我々は何を解説することが可能であろうか。大凡は上記体系書の解説(三〇六一四二七頁)に即しつつ、一つのサンプルとして以下にそれを試みてみよう。

先ず、前半の「法は全体社会を基盤として存立し、正義実現の要求のもとにたつ所の、強要的、外面的、一般的な社会規範であつて」を検討してみる。

①法は「社会規範」である。それも社会秩序を樹立しこれを支える社会規範である。勿論自然界の存在秩序とは区別される人間界の秩序を規制する社会規範がここで問題となるのであつて、この秩序樹立と維持に法は特別の役割を果たしている。

②規範について少しく述べておかねばなるまい。存在世界で見られる整合性・規則性を指して自然法則ないし存在法則と呼ぶならば、社会事象を制約する諸法則もこれに含ましめられる。他方、そうあるべきだとか、そう行為すべきだといふことを要求する「当為」の法則が規範(規範法則)である。当為の内容としては、直ちに命令及び禁止が想起される

であろう。しかし、それに止まらず、法規範の指図は、命令・禁止の外に更に許容や権限ないし権利の付与が認められる。

③ 価値は、一般的に評価主体により事実上望ましいものとして欲せられ、又、望まれるべきものとされる或る存在（事態）の或る一定の性質・関係・状態について、当該存在の欲せられ、望まれるべきとされる所の、一定の相、一定の様態が一般的抽象的に観念されたものである。従って、一般に価値あるものは欲せられるべきものであるが、逆に欲せられざるべきものも価値があると云わねばならない。但し、それはマイナス価値のものであり、法規範との関係でいうと、不法な行為や犯罪とされる（べき）行為である。当為は何らかの価値を予想しており、逆に、価値は価値として承認され又は実現されるべきものという当為性を備えている。かくして、規範は、この不可分の結合関係にある価値・当為の実現のための準則であり、規範のもつ承認・遵守の要求という性格は一つの当為的事態を意味している。

④ 当為法則としての法規範は、社会規範である他のものから如何なる仕方で区別されるであろうか。ここでは主に道徳（乃至倫理）との関係でこれを考えてみる。法が規制するところの対象は人間の社会的行為であるが、人間の行為はその全体で眺めるならば、内外両界の統一である。即ち、それは或る心的な状態・過程が身体的動作を通して外部的に表現されたものである。こうした行為を通して人は人間関係、社会関係を結ぶ訳であるが、その内でも法は主として行為の外的な側面に注目してこれを然るべく規制する。この点で、法は行為主体の当該行為の内面にも関心を充分払い、行為を規制誘導する道徳と異なる。法の外面性、道徳の内面性といわれる問題側面である。ニュアンスは異なるが、法の他律性と道徳の自律性という論者もある。何れにせよ、法も行為者の内面に全く関知しないなどというのではなく、「故意に」「過失によって」、「悪意で」「善意で」のような法文に認められるように、これらをも重要な意味を担う要件として取り上げている。

法は、外面的社会規範として、社会制度の形成維持に役立っている。制度は、何らかの社会目的実現に好都合なように、人々の採るべき行動の型が指示され組み合される、そのメカニズム、仕組みを言う。

⑤法の名宛人は、聖人君子などではなく、世間一般の関心に突き動かされて生活を送る傾向のある平均人であり、通常人である。言い換えると、平均的な人間が法の前提している人間像である。勿論、一般化・類型化した名宛人と言つても、それぞれの法目的に応じた仕方での類型化がなされる。例えば、一般市民を予定する民法、商人にこれを特化させている商法、或いは又、使用者・労働者とか、一般民と公務員とかの区別・範疇を設けながら、法はその社会生活の秩序付け作用を果たす。

尚、ケルゼンの如きは、法を規範として捉えながら、それを必ずしも「一般性」と結び付けて考える必要はないとし、一回限りの個別的規範（例えば、裁判官の決定など）も又法であるとする法段階説を説いた。しかし、判決が「法を適用して」下されることを素直に受け止めるならば、やはり判決の類は、それ自身が法であるとは言い難いであろう。詰まり、それ自身もまた法秩序全体を構成しはするが、法は一般規範であると考えるのが適切であろう。

⑥「全体社会を基盤として」というのは、法の存立と作用を保障する基盤としての社会、即ち、法の生命を窮極において支えている社会を指しており、その社会において法が語られ得ることを意味している。解り易く言えば、厳密な意味での法は国家法に限られるのか、それとも多種多様な部分社会にも法が存在するのかという問題に関連する。この外にも実は近代の国家、所謂主権国家に限らない「全体社会」が想定されるのであって、設問中の法の定義はこれを予想する。若し国家を近代的な主権国家と同一視して考えるならば、近代以前にも当然のことながら、社会秩序を樹立し維持存立せしむる「法」は存在した訳であり、国家説を退けて、全体社会説を採用しなければならぬ。「これは、「社会ある処に法あり」*Ubi societas, ibi ius*と云う場合の「社会」*societas*は何かという問題である。」

次に、定義の後半「典型的には、その全体社会における組織的強制——或いは少なくともその萌芽形態としての、社会的に是認された一定の定型的強制——を、その効力保障手段としてもつ所のものである。」について述べる。

⑦法は、社会秩序樹立及び維持規範としての重要な役割を担うものであるが故に、その遵守が公的に強要される場所の社会規範である。この「強要性」は、法規範の指定する一定の行為の指図が、受範者（規範の名宛人）たる法共同体成員によって必ず遵守されるべきであるという要求を意味する。即ち、強要性は「べし」という当為の問題である。しかし、法は強要される性格を有すると同時に、更に現実には強要・実施される見込みがなければならぬ。これが「強制性」の問題であり、法を強要する社会にはこの意味での強制が伴わねばならない。即ち、法は「実効性」を有しなければならぬ。これは「あり」という存在の問題である。要するに、法の強要性と強制性は、法の「当為」と「存在」の両側面を表している。

⑧さて、全体社会における法の実現が確実に行われ見込まれる場合、そのためには当然に、その効力保障手段が何らかの形で定型的に確立されている必要がある。これは近現代社会においては勿論のこと、そこに於いてのみならずそれ以外の社会においても見出される。典型的には裁判制度であり、その中身を成す具体相は千差万別ではあるが、刑罰の内容及び手続・執行、民事における法律要件と効果及び手続・強制執行などの定型化された形を採って、法の効力保障手段が存在している。

以上、加藤新平博士によって与えられた法の定義を手掛かりにその諸要素に即して論じてきたが、勿論、法の定義にはこの外にも無数の定義があり得る。しかし、核心的な点については、それほど大きく異なることはないであろう。

(58) J. Messner, *Das Naturrecht*, S.725, 『自然法』七六二頁。

(59) Arthur Fridolin Utz, *Sozialethik, III. Teil: Die soziale Ordnung*, Achstes Kapitel, bes. S.199-210.

- (60) 拙稿「共同善、社会、国家」を参照。
- (61) ジャン・ダバン（水波朗訳）『国家とは何か』六九—一六五頁。
- (62) ダバン（水波朗訳）『国家とは何か』一〇九—一四八頁。
- (63) ダバン（水波朗訳）『国家とは何か』八九—一〇九頁。
- (64) 水波朗『法の観念』一六五頁以下。
- (65) これを重視するのは、ローター・シュナイダーである。Lothar Schneider, *Subsidiäre Gesellschaft. Erfolgreiche Gesellschaft, 3. ergänzte Aufl., Paderborn 1983.*
- (66) このこと詳細に関しては、哲学及び倫理学並びに社会諸科学と本性適合的認識について論じた、水波朗『自然法と洞見知』「第三章 自然法における存在と当為——ヨハネス・メスナーの倫理学体系に即して——」を参照されたい。
- (67) 江原昭善『稜線に立つホモ・サピエンス』二六五頁、註(3)。「進化の考え方が行き渡るにつれて、その影響はまず自然分類学を直撃し、系統発生学や系統分類学となった。そのような影響から、進化的研究といえは系統の解析や起源の探求が主流になった。J・ハックスリー(1887-1975)は、このような風潮のなかで改めて、生物進化には以下のように3パターンがあることを強調した。」そのパターンが、進化学者Renschの命名によるもので、身体構造の改善進化、あるいは主要機能の完成を目指す進化を指す「向上進化(アナジエネシス)」、ある系統種が枝分かれして、新しい種へと進化する現象を指す「分岐進化(クラドジェネシス)」、ハックスリーの命名によるもので、分岐進化して生じた種が、向上進化その他の進化を遂げることなく、長期にわたって安定的に生存する現象を指す「安定進化(スタジエネシス)」に分かれる。例えば、人類の起源といった場合、分岐進化では「系統上どの化石が最古の人類か」を問い、向上進化では「どの時点で人類のレベルに達したか」が問題になる、という。

- (68) カテゴリー・エラーに対する警戒は、江原博士の近著でも健在である。江原『稜線に立つホモ・サピエンス』Ⅳ 人間の深層を探る」(一三九―一六四頁)、特に、一五三―一五四頁。その外、一三七―一三八頁。
- (69) 江原昭善『人類の起源と進化』四一頁以下。
- (70) 哺乳類のうちでサル類においてのみ樹上生活をする間に発達した両眼視による世界の立体視と色覚とが獲得されたことについて、河合『人間の由来』上巻、二五六頁以下を参照。
- (71) 江原『人類の起源と進化』四一―四八頁。
- (72) 江原『人類の起源と進化』八五―八八頁。
- (73) 直立二足歩行に関連して、山際寿一博士は、ステイヴン・マイスンを参照しつつ、次のように語っている。「直立二足歩行は、咽頭を下げて発声機能を拡大したと同時に、メロディックな音を出せるように声帯を変化させた。同時に自由になった手や腕で音楽的な表現ができるようになり、他者と共鳴しながら身体で音楽を感じられるようになった。現代人はみな絶対音感をもって生まれてくる。しかし、言葉が話せるようになるとこの能力は消え、多くの人は絶対音感になる。なぜなら、話し手の音の高低によって意味内容が変わってしまうては会話が成り立たないからだ。どんな高さの音で話しても同じ単語を認識できるように、成長に沿って変わるようにプログラムされているのである。おそらくネアンデルタール人は、絶対音感で音楽的なコミュニケーションを多用しながら暮らしていたのではないかと、マイスンは推測している。彼らは言語に必要な装置をすべて揃えていたのに、現代人のような言葉を話さなかった。それは共同の歌やディスプレイのための踊りとして使われたのである。言語によって三つのモジュールが連結されておらず、認知的流動性が生じなかったために、ネアンデルタール人の社会は分化せず、きわめて保守的だった。獲物に合わせて専用の狩猟具を製作することも、用途に合わせて多様な生活用品を考案することも、人間関係に合わせて装身具で身を飾ることもできなかった。おそらく

集団同士の協力関係もなく、交易も発達していなかったと考えられる。」(『人類進化論』一六九—一七〇頁)

(74) 江原『人類の起源と進化』八二—八三頁。

(75) 江原『人類の起源と進化』八二頁の図5・2参照。

(76) 江原『人類の起源と進化』第VI章 人類の起源探究の軌跡」を参照されたい。

(77) 江原『人類の起源と進化』九八頁。

(78) 河合『著作集第三卷 森林がサルを生んだ』。河合『著作集第七卷 サルからヒトへの物語』三九頁。

(79) 河合『著作集第七卷 サルからヒトへの物語』四一—四二頁。

(80) 河合『著作集第三卷 森林がサルを生んだ』四五頁。また、同書、二二〇頁には次の如く見える。「現在でも、地球上に森林が三二パーセントくらいあるといわれているんですけども、ずいぶん耕地化したあげくがそうですから、大昔はほとんど森だったと考えてよい。／＼ところが、この森を自分のすみかにした哺乳類はものすごく少ない。むしろサルだけといっていいかもしれません。」

(81) 河合『著作集第七卷 サルからヒトへの物語』四二頁。

(82) 河合『著作集第七卷 サルからヒトへの物語』四四頁、同『人間の由来』上巻、三四頁。

(83) 河合『人間の由来』上巻、三四頁以下。

(84) 河合『人間の由来』上巻、三九頁以下。

(85) 河合『人間の由来』上巻、四四頁。

(86) 河合『人間の由来』上巻、五五頁以下。

(87) フルーツは、植物にとって、ある意味で、即ち、種(たね)の散布という点において、食われた方がいい。しかし、他方

では、フルーツの中の種を食べられるのは困る。そこで、植物は、果実は美味しくし、種は有毒にしたり、又は、その殻を堅くした。河合『著作集第七巻 サルからヒトへの物語』四八頁。尚、河合『人間の由来』上巻、七六頁以下も参照されたい。

(88) 河合『人間の由来』上巻、六五―六七頁。

(89) 河合『著作集第七巻 サルからヒトへの物語』四八頁。

(90) 河合『著作集第七巻 サルからヒトへの物語』四九頁。

(91) 河合『人間の由来』上巻、六七頁。

(92) 河合『著作集第七巻 サルからヒトへの物語』五一―五二頁。

(93) 河合『人間の由来』上巻、一一九頁。

(94) サルの食物の多様さの理由として、①毒性物質の拡散「つまみ食い」、②栄養のバランス「栄養的ホメオスタシス」、③嗜好と文化、④食物資源の管理、⑤食物の季節性が挙げられている。これにつきより詳しくは、河合『人間の由来』上巻、一一九―一三一頁を参照。

(95) 河合『人間の由来』上巻、一三一―一三八頁。

(96) 河合『人間の由来』上巻、一三八―一四三頁。「サバンナには、鋭い棘をつけた木がたいへん多い。サバンナの遊牧民は、この木を家の周囲にめぐらして防壁をつくるが、原初人類がこの方法を用いて肉食獣の侵入を防ぐのに役立てたということも、不自然なスペキュレーションではない。／＼このように自然物を巧みに利用し、また多少の細工をして、夜の安全を確保できる根拠地を行動域の中に数カ所設定する、という方策をとることが必要になってくる。こうして原初人類は、これらの根拠地から根拠地へ移動し、根拠地を中心にした採食活動をしていたと思われる。つまり、遊動型からいえば、

根拠地型の遊動生活が、彼らの基本的な生活様式だといえるのではないだろうか。」(同書、一四三頁)

- (97) 一二例を挙げてみると、サルたちの一日の活動様態を、生活の時間配分、移動距離等によって比較考察するとか、類人猿と狩猟採集民のアクティヴィティを比較検討するなど(『著作集第七卷』一四六一―一七二頁)。或いは又、サル類の形態学的特徴は、特殊化した形質が少なく、一般的な形質を保持しているということの意味の指摘と考察など(同書、一二三―一二六頁)。

- (98) 河合『人間の由来』下巻、三八一頁。河合『人間の由来』上巻、九九―一〇一頁。

- (99) 河合『著作集第三卷 森林がサルを生んだ』、四一〇頁。詳細は、河合『人間の由来』上巻、八二―一一六頁。

- (100) 河合『人間の由来』下巻、三八二頁。

- (101) 河合『人間の由来』下巻、三八三頁。

- (102) 河合『人間の由来』下巻、三八三頁。

- (103) 河合『人間の由来』上巻、八七頁。大型のサル、即ち、大類人猿は樹上生活をする場合(枝渡りの際)常に大きな体重を支えなければならぬため、過度の力が指にかかるため、その指は屈曲した形で以て固定されたため、地上に降りて歩行するときもこれが影響して(いわば災いして)、ナツクル・ウォーキングをするようになったと考えられる。即ち、ナツクル・ウォーキングはサルからヒトへの進化の途中経過の段階にある歩行様式であるとは考え難いということである。(河合『人間の由来』下巻、三八三頁)。

- (104) 河合『人間の由来』上巻、八六頁以下。

- (105) 河合『人間の由来』上巻、八六―九一頁。

- (106) 河合『人間の由来』上巻、九〇―九一頁。

- (107) 「昔はゴリラやオランウータンも、現在よりずっと広い地域に住んでいた。……オランウータンは、今はスマトラとボルネオに局限しているが、化石の出土状況から判断すると、中国にも広く分布していたことがあり、古い時代には東南アジア全域に生息していたのであろう。」(上巻、九二―九三頁)。
- (108) 河合『人間の由来』上巻、九四頁。
- (109) 河合『人間の由来』上巻、九六頁。
- (110) 河合は、「肉食という食性は、潜在的にサル類に広く認められる性質であって、それがチンパンジーにおいて開花した」という。(『人間の由来』上巻、一〇九頁)。
- (111) 河合『人間の由来』上巻、一一三頁。
- (112) 「協同作業と肉食」、「集団統合のための社会システム」、「インセスト・タブー」(これについては、後出註(120)を参照)の問題などが考えられる。
- (113) 河合『人間の由来』下巻、一三一―一四頁。
- (114) 河合『著作集第七巻 サルからヒトへの物語』二四九頁。
- (115) 河合『著作集第七巻 サルからヒトへの物語』二五〇頁。
- (116) 河合(『人間の由来』下巻、一五頁)によると、「今西錦司は生物社会学を基礎にふまえ、霊長類学の立場から巧妙な家族の定義を与えた。」これに多少の改変を加えたのが河合博士の家族の定義である。尚、家族の定義を巡るより詳しい考察は、同書下巻において展開されている。
- (117) 河合『著作集第七巻 サルからヒトへの物語』二五〇頁。
- (118) 河合『著作集第七巻 サルからヒトへの物語』二五〇―二五五頁。

(119) 河合『著作集第七卷 サルからヒトへの物語』二五一頁。

(120) インセスト・タブーに関しては、従来から観念的に論じられることが多かったが「家族起源論やインセスト・タブーに興味をもって考察した人のすべてが、人間と動物を峻別し、人間優位の考え方に固執して、そこから自説を展開しただけであったが」、日本のサル学者らによる精力的で時間のかかる地道な共同研究などによって、明らかにされてきた。「重要なことは、インセストの回避は、けっして人間社会にのみ見られる特有な現象ではなく、サル類にも同じく普遍的に見られる現象だということである。この事実から、重要な仮説が導きだされる。つまり、人類社会に見られるインセスト・タブーは、サル類社会に普遍的な現象であるインセスト回避の延長として、社会進化の系譜の中で理解すべきだということなのである。」(『人間の由来』下巻、一三三頁)。河合『著作集第三卷 森林がサルを生んだ』四二一―四二二頁。

(121) 河合『著作集第七卷 サルからヒトへの物語』二五一―二五二頁。

(122) 河合『著作集第七卷 サルからヒトへの物語』二五二頁。人間社会でいえば、「家族が集合した村」がそれに該当する。

(123) 河合『著作集第七卷 サルからヒトへの物語』二五二―二五四頁。

(124) 河合『著作集第七卷 サルからヒトへの物語』二五三頁。

(125) 「父親というのは、家族ができると同時にできた。……哺乳類の起源というのは、だいたい一億五〇〇〇万年とか二億年前といわれますね。だから哺乳類の母親というのは、二億年前くらいから地球上にあったという古い歴史をもっている。／母親というのはひじょうに生物学的な存在です。それから、もちろん社会的な存在です。父親ができたのは——人間がいつ生まれたかわかりませんが、たかだか四〇〇〇万年前くらいですね。……もちろん、ごく最近といってもよいわけです。父親は新しく人類よってつくられてきたものだから、徹底的に社会的な存在だということができません。／われわれは、父親と母親

とは同時にできた、まったく同じレベルのものだと思っと思っていますけれども、実は生物社会の進化という見方でみますと、まったく異なった存在だといつていいと思います。」(河合『著作集第三卷 森林がサルを生んだ』四一六頁)。

(126) 河合『著作集第七卷 サルからヒトへの物語』二五三―二五四頁。

(127) 河合『著作集第七卷 サルからヒトへの物語』二五四頁。本来そうあるべきだと思うが、こうした事実を知らされたこともあつて尚更のこと、私は子供や幼児の面倒をなすべき積極的にみるように心がけてきている。それをしないようでは、ゴリラにも顔向けできない類のヒトに成り下がつてしまつたらう。育児に父親はきちんと関与すべきだと思つ。

(128) 河合『著作集第七卷 サルからヒトへの物語』二五三頁。少し長くなるが、江原博士の著書から関連箇所を紹介しておく。性行動の変化と家族を論じている段落で、サル類に見られる発情周期と交尾季がヒトの場合脱落して、より適切には恒常的になつて、ヒトの生活形態に大きな変化がもたらされたことが描かれている。「サル類とくにチンパンジーなどでも、少なくとも母としての育児の期間中はメスであることを止める。しかし発情季が恒常化したことは、母であると同時にメスとしても振舞えるための前提条件であり、育児期間とは無関係にオスを受け入れることができるようになり、特定のオス・メスの配偶関係は、いっそう強化されるようになった。その場合、オスは配偶関係のほかに、母―子関係を保護し、子には狩りの技術の伝承や教育をほどこし、単なる生物学的なオスではなくはじめて社会的な父としての振舞いを発達させた。このようにして生じたらしい単位集団としての人間家族は、血縁集団としてつまり、それはさらに地域集団として統合された。／家族の出現を日常的感觉から考えると、まず新しい配偶関係が成立し、やがて子供ができ、育児が始まる。だから核家族はまず配偶関係、つまり、特定のオスとメスの永続的な結びつきから出発するものと考えたくなる。しかし、霊長類全体をみくらべると、むしろ『母子関係にオスがどのようなかたちで関与しているか、その関与の仕方によつてはじめて、生物学的オスが社会的な父の性格をもつことができる』と考えた方がよいように思われる。つまり核家族の第一

要因は、進化史からみると、配偶関係よりも母子関係が先行するというわけである。事実、サル類のなかには、常にオスのレベルにとどまり、ついに（社会的な）父のレベルには達しない連中も、たくさんいる。ところが哺乳類であるかぎり母子関係は、期間に長短のちがいはあつてもかならず存在し、メスは一定期間はかならず（社会的な）母として振舞う。このように母子関係の存在が哺乳類の、もつとも基本的な特徴であるならば、母子の歴史は一億年近い実績をもつわけで、それにくらべると父親の歴史はせいぜい三〇〇〇〜四〇〇〇万年にすぎないということになろう。つまり母子の歴史の三〜四パーセントの厚みしかないわけだ。」（江原昭善『人類——ホモ・サピエンスへの道「改訂版」一九三―一九四頁」。尚、註（197）をも参照。

(129) 河合『人間の由来』上巻、二二二頁以下。

(130) 河合『人間の由来』上巻、二三四頁以下。

(131) 河合『人間の由来』上巻、一七四―二一三頁。

(132) 河合『人間の由来』上巻、二一六―二三四、二六三―二七七頁。

(133) 河合『著作集第三卷 森林がサルを生んだ』一四二―一五三頁。

(134) 河合『著作集第三卷 森林がサルを生んだ』一五二―一五三頁。

(135) 河合『著作集第七巻 サルからヒトへの物語』二五五頁。詳細は、河合『著作集第三巻 森林がサルを生んだ』八八―一四〇、一九四―二〇七頁。

(136) 森岡清美『現代家族の社会学』一三頁。

(137) 森岡・望月共著『新しい家族社会学』三訂版、三頁。

(138) 森岡・望月共著『新しい家族社会学』四訂版、四頁。

- (139) 森岡『現代家族の社会学』二二頁。
 - (140) 望月『家族社会学入門』三頁。
 - (141) 望月『家族社会学入門』三九頁。
 - (142) 詳細は、森岡『現代家族の社会学』三七頁以下、望月『家族社会学入門』三―四頁。
 - (143) 大橋薫「家族機能の変化」(森岡監修『家族社会学の展開』所収)。
 - (144) 大橋「家族機能の変化」一六五頁。
 - (145) Johannes Messner, *Die soziale Frage*, 6. Aufl., Wien 1956. J. Messner, *Das Naturrecht*, I. Buch. Grundlegung, VI. Teil. Das Versagen der gesellschaftlichen Ordnung: Soziale Frage und soziale Reform. 『自然法』第一卷「基礎」。
- 第四部 社会秩序の失敗——社会問題と社会改革」。
- (146) 大橋「家族機能の変化」一六六―一六七頁。
 - (147) 大橋「家族機能の変化」一六七頁。
 - (148) 大橋「家族機能の変化」一六八頁。
 - (149) 大橋「家族機能の変化」一六八―一六九頁。
 - (150) 大橋「家族機能の変化」一六九―一七〇頁。
 - (151) 大橋「家族機能の変化」一七二頁。
 - (152) 大橋「家族機能の変化」一七三頁。
 - (153) 大橋「家族機能の変化」一七三―一七四頁。
 - (154) 大橋「家族機能の変化」一七四―一七九頁。

- (155) 大橋「家族機能の変化」一七八頁。
- (156) 大橋「家族機能の変化」一七八―一七九頁。
- (157) Karl-Heinz Peschke, *Christliche Ethik. Spezielle Moralthologie*, S.435-629; Joseph Kardinal Höfner, *Christliche Gesellschaftslehre*, 8. erw. Aufl., S.81-129.
- (158) J. Messner, *Das Naturrecht*, Kap.13, 『自然法』第十三章。
- (159) J. Messner, *Das Naturrecht*, Kap.69, 『自然法』第六十九章。
- (160) フルキエ『哲学講義』第四冊、四一二頁。
- (161) 社会回勅『レールム・ノヴァールム』第六番。
- (162) 社会回勅『レールム・ノヴァールム』第九番。
- (163) 『現代世界憲章』第五二番。
- (164) 瀧口吉隆『結婚の神学と倫理』一九頁。
- (165) 瀧口『結婚の神学と倫理』三〇七―三〇八頁。
- (166) J. Messner, *Das Naturrecht*, Kap.75, 『自然法』第七十五章。Joseph Kardinal Höfner, *Christliche Gesellschaftslehre*, 8. erw. Aufl., S.117-119.
- (167) J. Messner, *Das Naturrecht*, S.552, 『自然法』五八三頁。
- (168) J. Messner, *Das Naturrecht*, S.551, 『自然法』五八二頁。
- (169) 山根常男『家族と人格』、『家族と結婚』、『家族と社会』。註(197) 参照。
- (170) J. Messner, *Das Naturrecht*, S.579, 『自然法』六二二頁。但し、何故か訳書にはこの重要な部分が欠落している。原文は

以下の通り。„Dazu kommen die beiden nächstwichigen sozialen Tugenden des rechten Gehorsams und des rechten Befehlens. Das rechte Gehorchen setzt die Achtung der Autorität als sittlicher, gottgegebener Gewalt voraus, das rechte Befehlen setzt das Bewußtsein voraus, daß die Autorität zum Wohle derer gegeben ist, denen befohlen ist.“

この「權威」Autoritätについては、若干説明を施しておこう。自然法論では、權威は bonum commune の連関で登場して意味を獲得する。メスナーの説を聞こう。国家の秩序權力を基礎づけるのは、全体社会としての国家が一般社会の平和と秩序を保障するという bonum commune であった。しかし、国家の權力は、唯一ではなく、各種社会のそれぞれの秩序權力と並んで、その一つに過ぎない。即ち、それぞれの社会の共同善目的もそれぞれの社会の秩序權力を基礎づける。と言うことは、權威の多元性乃至多元主義が法多元主義の一部として存在することを意味する。「社会の權威は、従って、客観的な社会目的、即ち、共同善が実現されるべき処では何処でも——詰り、家族、近隣共同体、地域共同体、及び、国家において——存在する。」(J. Messner, *Das Naturrecht*, S.288. 『自然法』三一九頁)。尚、同じ趣旨で、ペシユケも又、家族と国家の両領域に妥当すべきいわば「通則」として「權威」の問題を論じている (Karl-Heinz Peschke, *Christliche Ethik. Spezielle Moraltheologie*, S.584-591.)。「權威」という語の語源・語意については、ペシユケの説明を訳出しておく。『權威という語はラテン語の auctoritas に由来する。語根は動詞 augeo である。その意味するところは、『成長させる、促進する、豊かにする』である。權威は、それ故に、それが行使される対象たる者の促進や充実に向けられた制度である。これこそが実際、權威の真の本来の使命である。』(Dortselbst, S.585.)

(171) J. Messner, *Das Naturrecht*, S.580. 『自然法』六二三頁。

(172) J. Messner, *Das Naturrecht*, S.580. 『自然法』六二三頁。

- (173) J. Messner, *Das Naturrecht*, S.315. 『自然法』三四八頁。
- (174) J. Messner, *Widersprüche in der menschlichen Existenz*, S.93-162.
- (175) J. Messner, *Das Naturrecht*, S.57. 『自然法』四一頁。
- (176) J. Messner, *Das Naturrecht*, S.314. 『自然法』三四八頁。Hideshi Yamada, *Der Mensch als Familienwesen in der Naturrechtslehre und in der personalen Psychologie. In tiefer Verbundenheit zum Gedenken an Frau Dr. Annemarie Buchholz-Kaiser.*
- (177) J. Messner, *Kulturrecht*, S.17. usw.
- (178) J. Messner, *Kulturrecht*, S.244, auch ders., *Das Naturrecht*, S.318.
- (179) こうした問題意識を有しつつも、メスナー自然法思想をその基礎理論に照準を合わせて論じた拙著の概要については、井川昭弘「書評 山田秀『ヨハネス・メスナーの自然法思想』成文堂（熊本大学法学会叢書13）、二〇一四年。本文三五五頁。」（二八七—九二頁）（『日本カトリック神学院紀要』第六号、二〇一五年、所収）を参照されたい。
- (180) „Vergesellschaftung“で指示される内容は、J. Messner, *Widersprüche in der menschlichen Existenz* の随所で既に論じられているが、用語としては、„schöpferisch“（創造的）なうし、„der Mensch als schöpferisches Wesen“（創造的存在としての人間）として登場している。門脇教授のいう「社会力」に単語としても最も近いと一般に考えられる。„Sozialisierung“（社会化）は、否定的な文脈で使用されている（*Widersprüche*, S.263）。
- (181) J. Messner, *Das Naturrecht*, S.35. 『自然法』一九頁。
- (182) カトリック教会が教皇書翰として社会問題について発言・発信するいわゆる社会回勅の中で、その名宛が誰であるかという点、問題となる。当初聖職者向けであった社会回勅も、時代の変遷に呼応して、その「名宛人」addresseeとしてヨ

ハネス二十三世教皇の社会回勅『パーチェム・イン・テリス』(Paecum in terris)の冒頭で初めて「善意あるすべての人々」が登場して以来、この形式が定着している。邦訳では、それ以前の回勅『マートル・エト・マジストラ』(一二二番 (Mater et magistra. 221)に「善意のあらゆる人々」の語句が認められるが、この箇所のレストラン語版は“egregie cordatos homines universos”、即ち、「素晴らしく思慮深いすべての人々」である。キリスト教社会理論、カトリック社会倫理学には、神学的なものもあれば、哲学的なものもある。「自然的理性の光」に照らされて営まれる後者の社会倫理学は、信仰を受け容れていない者にとつても、彼、彼女、要するに、我々誰もが「自然的理性の光の下で」日常生活を営んでいる限りにおいて、理解可能で受容可能である。こうした基本思想を正式に採用し表明するに至ったカトリック社会倫理学 die Katholische Soziallehre, the Catholic social teachingに先立って、メスナーは独自の自然法論の膨大な体系を構築していった。特に第二次世界大戦後においては、彼は一方で自然科学の発展によつて真理認識や認識確実性への取り組みが認識論的に要求され、他方で「自然」 natura 概念の多義性が取り沙汰され旧来の「永久法」lex aeternaに依拠した自然法 lex naturalis vel lex naturae 概念が支持されがなくなつたとき、メスナーは、「誰もが経験する」ことの可能な、即ち、普遍的に認識可能で議論可能な「人間本性の作用様態」die Wirkweise der Menschennaturから議論を開始する)とが何よりも重要であると考えて、これを実践したのであつた。認識論に関連する詳細精密な議論は、次を参照されたい。

J. Messner, *Kulturethik*, S.225-227.

- (183) 野尻武敏『長寿社会を生きる——美しく老いるために——』一〇二頁以下。
- (184) 野尻『長寿社会を生きる』一〇四—一〇七頁。
- (185) 野尻『長寿社会を生きる』一〇七—一〇頁。
- (186) 野尻『長寿社会を生きる』一一一頁。

- (187) J. Messner, *Das Naturrecht*, S.159f. 『自然法』一六八—一六九頁。
- (188) 野尻『長寿社会を生きる』一一七頁。
- (189) 望月『家族社会学入門』三九頁。
- (190) 望月『家族社会学入門』三九—四〇頁。
- (191) 望月『家族社会学入門』四八頁。
- (192) J. Messner, *Widersprüche in der menschlichen Existenz*, S.124f. (Spr. 31, 10-28.)
- (193) J. Messner, *Widersprüche in der menschlichen Existenz*, S.125-126.
- (194) J. Messner, *Widersprüche in der menschlichen Existenz*, S.139.
- (195) 河合『著作集第三卷 森林がサルを生んだ』四二二頁。
- (196) 本稿では言及・参照しなかったが、カトリック教育哲学者村井実博士の一連の学問的な活動は、明らかにここで展開している我々の伝統的自然法論と軌を一にする。又、人間の基本的理解において、プロテスタント教育哲学者林竹二博士の教育思想と授業実践活動も、実質的に見た場合、方向性を共有している真に人間尊重の姿勢に貫かれたものである。村井博士、林博士の教育哲学を自然法論から嘗て論じたことがあるので、ご参照頂ければ幸いである。拙稿「生命への畏敬と教育の根源——林竹二博士の人と教育哲学——」(『社会と倫理』第六号、一九九九年)、拙稿「善さ」を志向する人間本性——村井実博士の自然法論的教育思想——」(『南山法学』第三十一卷 第一・二合併号、二〇〇七年)。
- (197) 基本的にフロイト精神分析理論に基づき家族力動論を説く山根常男教授は、結論においては、自然人類学及び動物生態学の説くところと類似の見解を述べている。一段落を引用して参考に供したい。「このようにして、人間の家族を理解する上にとくに重要なことは、父親の存在と父母子のつながりの心理的恒久性の二つである。人間以外の哺乳動物では、子育て

は原則として子を生んだ雌によってなされ、この双方はそれぞれ視覚、聴覚、嗅覚、触覚を通じて相互に認知し合うだろう。しかし精子を補給して出産に寄与した雄の存在は、雌にとっても子にとっても特別にそれと認知されるかどうかは疑わしい。要するに彼らには母子の同一性 (identity) は確かにあるが、父母子がそれぞれ相互に同一性をもち、しかもそれが社会的に認知されること (social recognition) はなく、それは人間のみに限られた現象なのである。しかも人間の場合、父母子の絆は個人にとって終生つづくが、他の動物の母子のつながりは、子が、ある程度、自立できるように成長するまでの短期間にすぎない。父母子の絆は人間のみ固有なもので、これが家族の原点であり、人間の父母子間にはそれぞれ『自分は家族の一員である』という家族同一性 (family identity) があるのである。以上のことは、人間の家族が他の動物と共通した自然的存在とみなすことはできないことを、明らかに示している。」「『家族と社会』四五頁)

(198) アントン・ラウシャー (高橋広次訳) 『家族の再発見』(南山大学社会倫理研究所『社会と倫理』第七号所収)、二〇五―二一五頁をも参照されたい。

参考文献一覧

- Thomas Aquinas, *Summa Theologiae*, Torino 1988.
- Jean Dabin, *L'Etat ou le politique, essai de définition*, Dalloz, Paris 1957. (ジャン・ダバン (水波朗訳) 『国家とは何か』創文社、昭和五〇年)
- Joseph Höffner, *Ehe und Familie. Wesen und Wandel in der industriellen Gesellschaft*. (但し、未見)
- Joseph Kardinal Höffner, *Christliche Gesellschaftslehre*, 8. erw. Aufl., Kewelaeer 1983, (Neuausgabe, herausgegeben,

bearbeitet und ergänzt von Lothar Roos, Kevelaer 1997).

Jacques Maritain, *Three Reformers*. Luther, Descartes, Rousseau, Greenwood Press, Connecticut 1970.

Johannes Messner, *Kulturrethik mit Grundlegung durch Prinzipienethik und Persönlichkeitsethik*, Innsbruck-Wien 1954.

Johannes Messner, *Die soziale Frage im Blickfeld der Irrwege von gestern, der Sozialkämpfe von heute, der Weltentscheidung von morgen*, neubearbeitete 6. Auflage, Tyrolia, Innsbruck-Wien-München 1956; 7. Aufl., 1964

Johannes Messner, *Das Naturrecht. Handbuch der Gesellschaftsethik, Staatsethik und Wirtschaftsethik*, 5. Aufl., Wien, 1966, 7. unveränderte Aufl., Berlin 1984. (モハネス・メスナー (水波朗、栗城壽夫、野尻武共記) 『自然法』創文社、一九九五年)

Johannes Messner, *Das Gemeinwohl. Idee, Wirklichkeit, Aufgaben*, 2. Auflage, Osnabrück, 1968.

Johannes Messner, *Johannes Messner Ausgewählte Werke* hrsg. von Anton Rauscher und Rudolf Weiler in Verbindung mit Alfred Klose und Wolfgang Schmitz, Verlag für Geschichte und Politik Wien u. Verlag Oldenbourg München. **Band 4: Widersprüche in der menschlichen Existenz: Ausgewählte Artikel**, eingeleitet von Anton Rauscher und Rudolf Weiler, Wien-München 2002.

Karl-Heinz Peschke, *Christliche Ethik. Spezielle Moralthologie*, Trier 1995.

Anton Rauscher, *Die Wiederentdeckung der Familie. Kirche und Gesellschaft*, Nr.215, Köln 1994. (トントン・トウンヤー (高橋広次訳) 「家族の再発見」、『社会と倫理』第七号、南山大学社会倫理研究所、一九九九年)

Franz Martin Schmözl, Staatsethik oder politische Ethik, in: *Das neue Naturrecht. Die Erneuerung der*

Naturrechtslehre durch Johannes Messner, Gedächtnisschrift für Johannes Messner, herausgegeben von Alfred Klose,

Herbert Schambeck und Rudolf Weiler, Berlin 1985.

Lothar Schneider, *Subsidiäre Gesellschaft- Erfolgreiche Gesellschaft*, 3. ergänzte Aufl., Paderborn 1983.

Arthur Fridolin Utz, *Sozialethik, III. Teil: Die soziale Ordnung*, Bonn 1986.

Rudolf Weiler, Die „existentiellen Zwecke“ im Verständnis von Johannes Messner, in: V. Zsifkovits u. R. Weiler (Hg.), *Erfahrungsbezogene Ethik*, Berlin 1981.

Hideshi Yamada, „Kultur als Gemeinwohl und Gemeinwohl als Kultur“, in : Verein zur Förderung der Psychologischen Menschenkenntnis (Hrsg.), *Bonum commune - Ethik in Gesellschaft und Politik*, Zürich 1999.

Hideshi Yamada, „Der Mensch als Familienwesen in der Naturrechtslehre und in der personalen Psychologie. In tiefer Verbundenheit zum Gedenken an Frau Dr. Annemarie Buchholz-Kaiser“, in *Zeit-Fragen*, 23. September 2014, 23. Jahrgang, Nr.23/24, S.8-9.

井川昭弘「書評 山田秀『ヨハネス・メスナーの自然法思想』成文堂(熊本大学法学会叢書13)」、二〇一四年。本文三五五頁。『日本カトリック神学院紀要』第六号、二〇一五年)

伊藤正己『フライバシーの権利』、岩波書店、一九六三年

江原昭善「人類——ホモ・サピエンスへの道」改訂版』、日本放送出版協会、一九八七年

江原昭善「人類の起源と進化——人間理解のために——」、裳華房、一九九三年

江原昭善「稜線に立つホモ・サピエンス——自然人類学を超えて」、京都大学出版会、二〇〇五年

加藤新平『法哲学概論』(法律学全集)、有斐閣、昭和五一年(一九七六年)

- 門脇厚司『子どもの社会力』、岩波新書、一九九九年
- 河合雅雄『人間の由来』上下巻、小学館、一九九二年（現在では、『河合雅雄著作集第五巻』、『河合雅雄著作集第六巻』）
- 河合雅雄『河合雅雄著作集第三巻 森林がサルを生んだ』小学館、一九九六年
- 河合雅雄『河合雅雄著作集第七巻 サルからヒトへの物語』、小学館、一九九八年（初出は『サルからヒトへの物語』小学館ライブラリー、小学館、一九九六年）
- K・クレツシエル（石川武訳）『ゲルマン法の虚像と実像』、創文社、一九八九年
- 小嶋和司『憲法学講話』、有斐閣、昭和五七年（一九八二年）
- 小山昇『民事訴訟法「新版」』、青林書院、二〇〇一年
- 南山大学社会倫理研究所編『社会と倫理』（第十一・十二合併号、二〇〇一年七月「特集 家族と世代間倫理」）所収の諸論文
- 野尻武敏『長寿社会を生きる——美しく老いるために——』、晃洋書房、一九九一年
- 瀨口吉隆『結婚の神学と倫理』、南窓社、二〇〇二年
- ポール・フルキエ（支倉崇晴、広田昌義共訳）『哲学講義4…行動Ⅱ』、ちくま学芸文庫、一九九七年
- 星野英一『民法論集』第七巻、有斐閣、一九八九年
- 星野英一『民法のすすめ』（岩波新書）、岩波書店、一九九九年
- 三島淑臣『法思想史「新版」』、青林書院、一九九三年
- 水波朗『法の観念——ジャン・ダバンとその周辺』、成文堂、一九七一年
- 水波朗『自然法と洞見知——トマス主義法哲学・国法学遺稿集——』、創文社、二〇〇五年
- 宗岡嗣郎『法と実存——△反死刑▽の法理——』、成文堂、一九九六年

宗岡嗣郎『リーガルマインドの本質と機能』、成文堂、平成一四年（二〇〇二年）

望月嵩『家族社会学入門——結婚と家族——』、培風館、一九九六年

森岡清美『現代家族の社会学』、放送大学教育振興会、一九九一年

森岡清美・望月嵩共著『新しい家族社会学』四訂版、培風館、一九九七年

森岡清美監修『家族社会学の展開』、培風館、一九九三年

安田三郎編著『基礎社会学 第一卷社会的行為』、東洋経済新報社、一九八〇年

矢部貞二『政治学——新版』、勁草書房、一九八一年

矢部貞二『政治学入門』、講談社学術文庫、一九七七年

山際寿一『家族の起源——父性の誕生——』、東京大学出版会、一九九四年

山際寿一『人類進化論——霊長類学からの展開——』、裳華房、二〇〇八年

山田晟『法學「新版」』、東京大学出版会、一九九二年

山田秀「共同善、社会、国家——トミスムの観点から——」（『法政研究』第五十九卷第三・四合併号、一九九三年）

山田秀「生命への畏敬と教育の根源——林竹二博士の人と教育哲学——」（『社会と倫理』第六号、一九九九年）

山田秀「共同善と補完性原理——伝統的自然法論の立場から——」（『南山大学社会倫理研究所「社会と倫理」第二十号、二〇〇六年）

山田秀「『善さ』を志向する人間本性——村井実博士の自然法論的教育思想——」（『南山法学』第三十一卷 第一・二合併号、二〇〇七年）

山田秀『ヨハネス・メスナーの自然法思想』成文堂、二〇一四年

山田秀「孟子、共同善、洞見知」〔熊本法学〕第一三二号、二〇一四年)

山田秀「メスナーの伝統的自然法論」(南山大学社会倫理研究所『社会と倫理』第三十号、二〇一五年)

山根常男『家族と人格——家族の力動理論をめぐって——』、家政教育社、一九八六年

山根常男『家族と結婚——脱家長制の理論をめぐって——』、家政教育社、一九九〇年

山根常男『家族と社会——社会生態学の理論をめぐって——』、家政教育社、一九九八年

謝辞

本論説の草稿を同僚の苑田亜矢准教授(西洋法制史)に読んで頂き、有益な示教を仰ぐことができたことは幸いであつた。謝意を述べておきたい。

追記

拙稿を

恩師の三島淑臣先生(二〇一五年一月一日帰天)

先達の濱口吉隆神父様(二〇一五年九月十日帰天)

先輩の永尾孝雄先生(二〇一五年十月三日帰天)

の御霊に捧げたい。